

横浜教育改革会議最終答申

活力と個性あふれる「教育のまち・横浜」をつくる
～育て！未来を担う横浜『市民』～



平成18年3月16日

目 次

はじめに	1
1. 横浜の教育が目指すもの	3
2. 教育をめぐる現状	4
3. 横浜の教育の課題	6
4. 7つの視点	10
5. 26の提案・160の具体的方策	13
あとがき	30
別添 横浜から教育を変える13の重点プラン	31
資料	45

私たちが自他の幸福を実現しながら新たな時代を生き抜くためには、「市民力」と「創造力」を備えることが求められています。それは次代を担う子どもだけではなく、今を生きる大人たちの課題でもあります。そのため、単に子どもたちの教育をどうするのかを考えるだけではなく、市民の一人ひとりが社会の一員としての責任感や規範意識を持ち、自立しながら生きていく姿を子どもに見せていく必要があります。

※の付されている言葉については、資料内の「用語解説」を参照してください。

はじめに

変革と混迷の時代を迎えた今、将来の展望が見えにくい中で、私たちには自ら物事を総合的に把握し、課題を設定し、解決する力を持つことが求められています。横浜市が現在策定を進めている「長期ビジョン」(※)では、責任を持って社会にかかわっていく「市民力」と、新たな価値や魅力を生み出す「創造力」を、これからの横浜が目指すべき都市像の大きな要素として位置付けています。

- 21世紀を迎えて、私たちの社会はグローバル化、情報化が進展し、価値観や家族のあり方なども多様化しています。これに伴い市民の教育ニーズが多様化し、学校への期待も高まる中で、市立学校における教育内容や学校運営のあり方など、社会の変化や市民の期待に十分こたえていくために、横浜教育改革会議は「これからの横浜における教育のあり方と改革の方向性について」諮問を受け審議を進めてきました。
- 子どもの教育は単に学校教育だけで完結するものではなく、社会全体の取組による不断の教育活動により実現できるものです。21世紀における義務教育の使命が、従来のものであった「知の伝達」と併せ、自ら考え、判断・行動する総合的な力を育むという教育目標の実現に置かれたのはそのためと言えます。教育こそが横浜の未来を創り出す原点であると確信しています。
- 横浜の市立学校では、保護者や地域等の理解と協力を得ながら、多くの教職員が日々真摯に子どもと向き合い、数多くの学校で優れた教育活動が展開されています。さらに、教員の取組としての教科等の研究活動が活発に行われ、その成果は学校現場での教育活動に活かされてきました。しかし、各学校での良い取組や指導事例を共有・普及させることや、教員の研究内容の連携や融合を図り、さらに付加価値を高めていくことなどについて、教育委員会の支援は十分であったとは言えません。
- 一方、不登校やいじめ・暴力、子どもの学力や体力の低下への懸念、教職員の資質などの課題が顕在化しています。さらには横浜市特有の課題として、一つの教育委員会が520校の学校を所管していることから、きめ細かい学校支援や保護者の声への対応が十分にできていないなど、教育を巡る課題が山積しているのが現実です。
- 横浜教育改革会議では、延べ120時間に及ぶ審議を行い、その中では教育委員会や学校に対する厳しい意見や要望も多く出されました。その多くは、子どもたちが個人として幸せな一生を全うしながら、次代を担う『市民』として成長していくためには、どのような教育を行うべきかを真摯に考える中で出てきたものでした。
会議では、多岐にわたる課題を審議するために、「教育内容部会」、「学校運営部会」、「教育行財政部会」を設置し、教育現場の視察、合同部会の開催、委員の意見発表、有識者による講義など多様な手法を用いながら、主に義務教育段階での教育について幅広く議論を重ねました。
- この最終答申をまとめるにあたっては、簡潔でわかりやすいものを目指したため、これまでの審議を凝縮し視点や提言として記載しています。また、提言の中から主な教育改革施策を、「横浜から教育を変える13の重点プラン」として巻末にまとめました。2年間にわたる詳細な審議経過や個

別意見等については、教育委員会ホームページ等を御参照いただければと思います。

- 横浜市の財政状況は決して良くありません。教育予算についても例外ではなく、過去のような右肩上がりの拡大成長を基調とした状況は期待できません。このような状況においては、教育においてもITの活用等による内部事務の効率化、学校組織の再編などを通じて、「人」、「物」、「金」を生み出す努力が必要となっています。

その上で私たちは子どもの未来をどうするのかという責任を負っています。教育の質の向上を図るためには、学校の施設、設備、教材や教職員配置等の条件整備が十分行われていることが重要です。確固たる教育環境の整備は未来への先行投資であることを、私たちは改めて認識すべきであると考えます。

市民・関係者の皆様には、そのような視点から、横浜の教育に惜しみない御理解と御協力を賜れば幸いです。

平成18年3月16日
横浜教育改革会議
座長 安西 祐一郎

1. 横浜の教育が目指すもの ～「市民力」と「創造力」を兼ね備えた、未来を担う『市民』を育てる～

21世紀を生きる子どもたちには、自ら考え、判断・行動し、激動の時代を生き抜く総合的な力を身に付けることが求められています。特に、横浜には開港以来、国内外から豊富で多様な人々が集まり、国際港都として発展してきた歴史があります。横浜の教育は、その特性をふまえ、「市民力」と「創造力」の育成に視点をおいて進めていく必要があります。

市民力

社会の一員としての確固とした責任感や規範意識を持ち、自立しながら、社会を良くしていこうという公共心を持って、他の人々と協働・共生できる力

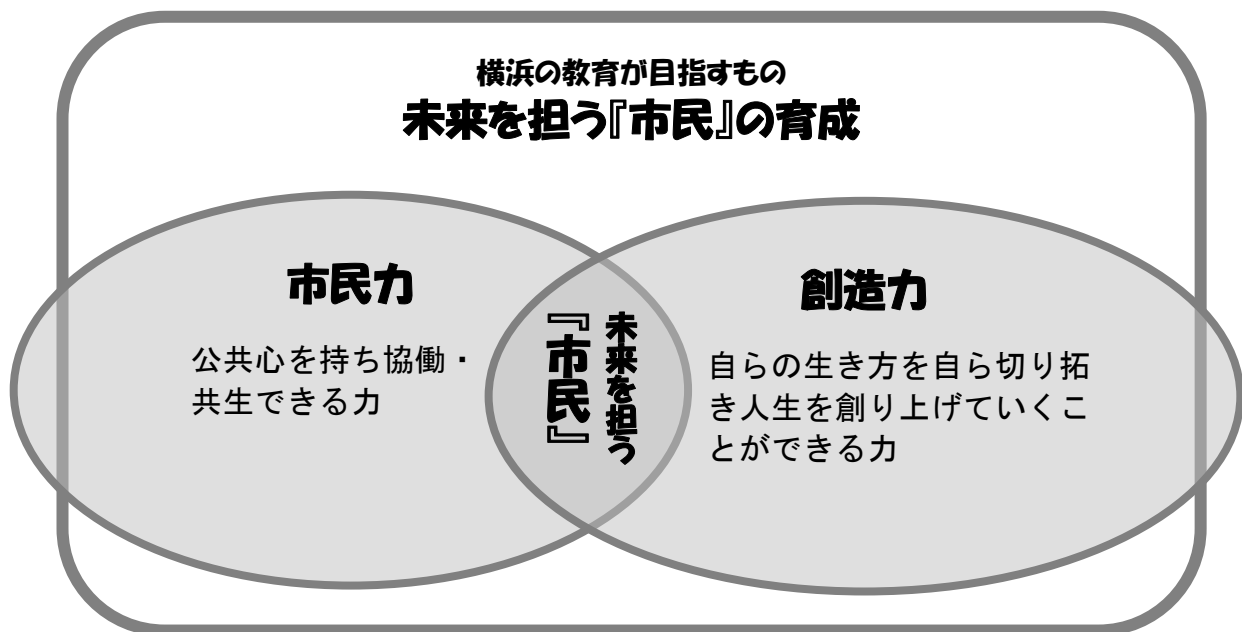
創造力

進取の精神と多様性を認める柔軟さを持ち、時代の変化に対応しながら、自らの生き方を自ら切り拓き、人生を創り上げていくことができる力

今の社会を支える私たち大人の世代も、子どもの手本としてこのような力を身に付けていく必要があります。

子どもの教育は学校だけで担うものではありません。学校はもちろん、家庭や地域の教育力を再生し、それぞれが力を合わせて子どもの教育にかかわっていくことが求められています。

横浜の教育は、郷土「横浜」を愛し、世界に通用する「市民力」と「創造力」を兼ね備えた、未来を担う『市民』の育成を目指す必要があります。



2. 教育をめぐる現状

近年、少子化・核家族化、あるいは情報化や国際化が進み、教育をめぐる環境が急激に変化しています。また、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中で、学校に求められる役割が増大し、学校・家庭・地域の連携がより重要となっています。さらに近年は、子どもをめぐる事件・事故の増加など、教員が授業以外の対応に追われる状況も見られます。

近年の教育をめぐる現状を「教育内容」「学校運営」「教育行財政」の3つの観点から分析すると、次のような状況になっています。

(1) 教育内容に関すること

- 平成16年12月に発表された国際学力調査の結果において、我が国の子どもたちの読解力や数学応用力、学習意欲などの低下傾向が示され、いわゆる学力問題への懸念が高まっています。また、いじめや不登校、青少年による凶悪な犯罪の発生など、子どもたちの心の問題も依然として課題であるとともに、子どもたちの体力の低下も指摘されています。
- 近年、障害の重度・重複化、多様化が進んでおり、養護学校や個別支援学級（※）に在籍する児童生徒が増加傾向にあり、また、通級による指導を受けている児童生徒も増加しています。さらに、小中学校の普通学級に在籍するLD（※）・ADHD（※）・高機能自閉症等（※）、学習や生活で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が6.5%程度の割合で存在する可能性が示されており、これらの児童生徒への適切な教育的支援も課題となっています。
- 公立学校の教育内容や教育環境の整備が、必ずしも時代や社会の変化に十分に対応できていないとの指摘もあり、公立学校のあり方が問われていると言えます。語学教育や情報教育、環境教育、安全教育など、社会の変化に対応した教育を行うことが求められるとともに、横浜市においては首都圏という立地特性もあり、私立学校への進学率が高い傾向にあり、教育内容に対する多様なニーズのあることが指摘されています。

(2) 学校運営に関すること

- 子どもは、家族に愛され、地域に見守られ育まれていきます。しかし、近年は家族のあり方が多様化するとともに、地域コミュニティの結びつきは弱まっており、教育の原点である家庭や、地域の教育力が低下しています。そのため、学校は、それらが担ってきた機能を補完せざるを得ない状況にあります。一部には、基本的な生活習慣など本来家庭で担うべきことを、当然のごとく学校に依存するような、学校に過剰な期待を寄せる風潮も見受けられます。
- このように、保護者の求めるものが多様化する中で、学校に寄せられる期待と、それに伴う役割はますます増大する傾向にあります。学校が保護者・市民の期待にこたえていくためには、開かれた学校運営を一層進めていくことが求められています。
- また、旧来から学校の組織は校長・副校長の下に教職員が並列に存在する、いわゆる「なべぶた型組織」であり、そのメリットはあるものの、様々な教育課題を抱える現在の学校においては、校長のリーダーシップが十分発揮しにくい面もあります。

(3) 教育行財政に関すること

- 山積する教育課題に対処するためには、日々教育の現場において子どもの教育を担う、教員の資質向上と優れた教員の人員確保が求められています。
- 国においては、いわゆる三位一体の改革(※)に伴う義務教育費国庫負担金(※)の見直しや、県費負担教職員に係る権限と責任の県から政令指定都市への移譲などが検討されています。
- 横浜市は520校の市立学校を一つの教育委員会が直接所管する大都市であり、教育委員会による学校へのきめ細かい支援・指導や学校現場・保護者の声の反映が、必ずしも十分にできていない状況にあります。
- これまでのように拡大・成長を基調としない時代にあって、教育予算の確保が困難となっています。
- 幼児教育については、市立幼稚園のない横浜では私立幼稚園がその役割を大きく担っています。市組織の改編により、平成18年度から幼児教育は市長部局が、義務教育は教育委員会が所管することになります。



3. 横浜の教育の課題

前項の「教育をめぐる現状」をふまえ、次のような課題に重点的に取り組み、横浜の教育改革を進める必要があります。

(1) 教育内容に関すること

- 今、国際化や情報化の進展、環境や安全への関心の高まりなど、社会状況が急激に変化する中で、横浜の将来を担う子どもに確固たる学力を身に付け、習得した知識・技能を駆使し、自ら考え、人生を生き抜いていく力を育む教育を推進する必要があります。また、不登校やいわゆる小一プロブレム（※）などへの対策を進めるとともに、規範意識や自律心・公共心、他者を思いやる心など、「ひと」として身に付けるべき豊かな心を育む必要があります。さらに、健康でたくましい体を育む教育を推進することが急務となっています。
- 障害のある子どもに適切な教育的支援を行うための環境整備を進める必要があります。
- 市民の多様な教育ニーズにこたえられるよう、質の高い教育を行い、市立学校の魅力を高めていく必要があります。語学教育や情報教育、環境教育、安全教育などの教育課題に対しては、社会のニーズを適切に把握しながら対応していく必要があります。

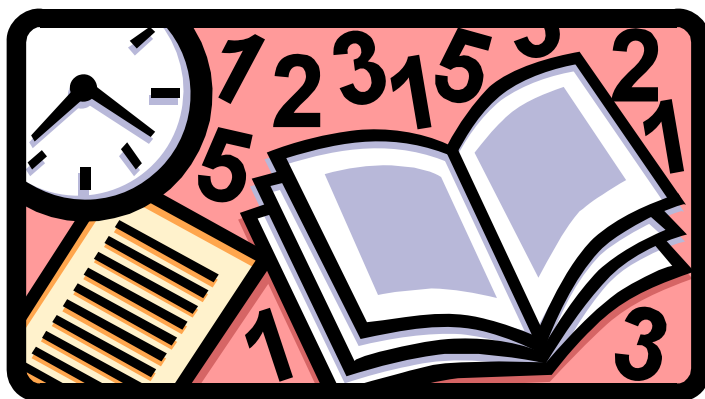
(2) 学校運営に関すること

- 保護者の多様な実態、地域の変容、多面性を持つ大都市横浜の地域特性をふまえ、横浜の学校は、各地域の状況に対応し、魅力ある教育を行っていくことが必要です。
このため、自ら学校を開き、保護者・地域の協力・支援を得ながら学校運営を図れるよう、環境整備を進める必要があります。
- 自律・分権型の学校運営を実現するために、校長が学校経営という視点に立ち、リーダーシップを発揮できるよう、校内組織を再編・整備することが求められます。
- 各学校は、保護者・地域との連携を一層促進し、その地域に相応しい学校づくりを進めるための取組を、明確に示していく必要があります。

(3) 教育行財政に関すること

- 日々の授業等を通じて子どもと向き合っている教員の、採用や研修、能力に応じた処遇のあり方などを検討し、優れた教員の確保と育成に一層力を注ぐことが求められます。
- 教育委員会事務局の分権、学校事務の効率化など、教育行政組織の再編・整備を進め、よりきめ細かい学校支援・指導を行う必要があります。
- 現在、国において県費負担教職員（※）給与と学級編制・教職員定数等に係る権限と責任を、政令指定都市に移譲することが検討されていますが、この制度改正に対する横浜市としての対応が求められます。

- 財政的裏付けも含めた確固たる教育環境の整備の必要性について、関係方面の理解を得ていく必要があります。
- 横浜の行政施策における教育の重要性への認知や、幼児教育と義務教育の連続性の確保などの観点から、教育委員会と市長部局の一層の連携が求められます。



<教育をめぐる現状と課題>

教育内容

現状

- 学力・学習意欲の低下傾向や体力の低下への懸念
- 心の問題の顕在化
- 障害の重度・重複化、多様化
- 私立学校への高い進学率と教育内容への多様なニーズ



課題

- 確かな学力の向上
- 人生を生き抜いていく力の育成
- 豊かな心と健康でたくましい体の育成
- 一人ひとりの実態に応じた指導と環境の整備

学校運営

現状

- 家庭・地域の教育力の低下
- 保護者の求めるものの多様化
- 学校が担うべき役割の増大と過剰な期待
- 校長がリーダーシップを発揮しにくい校内組織体制



課題

- 学校・家庭・地域の連携の仕組みづくり
- 保護者・地域の協力・支援を得られる学校運営の環境整備
- 地域連携を一層進める学校の取組の明確化
- 校長の補佐機能の強化と教職員の連携を図った校内組織の再編・整備

教育行財政

現状

- 教員の資質向上と優れた教員の人材確保への要請
- 国における教育行財政の制度改革
- 一つの教育委員会が520校を直接所管



課題

- 教員の採用・研修・処遇の見直し
- 国の教育行財政の制度改革への対応
- よりきめ細かい教育行政に向けた組織再編・整備

<7つの視点 26の提案>

視点1 自ら考え判断し行動できる力を育む教育を実現する

- 提案1 横浜らしい教育内容を明確化する
- 提案2 成熟社会を生き抜く『市民』を育む
- 提案3 公共心・規範意識など豊かな心を育む
- 提案4 健康でたくましい体を育む
- 提案5 人と向き合えるコミュニケーション能力を育む
- 提案6 ICTを正しく活用し、情報社会を生き抜く能力を育む
- 提案7 安全教育を充実し子どもの危機回避能力を育む
- 提案8 社会状況の変化に応じて必要となる知識や技能を駆使できる能力を育む

視点2 しっかり教えしっかり引き出す指導観の再確認

- 提案9 一人ひとりを徹底的に大切に指導し、基礎・基本の確実な定着を図る
- 提案10 小中一貫や異校種間連携などを通じて教育の連続性を図る
- 提案11 子どもにしっかりと丁寧に教え、探究心を引き出す授業を実現する
- 提案12 子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を充実する

視点3 学校を開き自律・分権・地域参画型の学校運営を実現する

- 提案13 学校は明確な目標設定と学校評価を行い、保護者・地域に情報発信する
- 提案14 保護者・地域の学校運営への参画を組織化する
- 提案15 多様な外部人材の参加を得て、教育の質を向上させる
- 提案16 学校の自律・分権化を促進し、保護者や地域の期待にこたえる

視点4 マネジメント能力の向上により学校の“チーム力”を高める

- 提案17 校長権限を拡充・強化し、校長のリーダーシップのもと学校組織の機動力を高める
- 提案18 マネジメント能力に秀でた管理職や教職員を育成・登用する

視点5 家庭と学校の役割を再確認し、相互に子どもの成長を支え合う

- 提案19 家庭は基本的な生活習慣を確実に身に付けさせる
- 提案20 多様な家庭環境に応じ、家庭教育を支援する

視点6 横浜の教職員であることの魅力を高める

～教師力＝（人間性＋指導力）×情熱～

- 提案21 “教えて探究心を引き出す”プロとして使命感の高い教員を育成する
- 提案22 採用方法を工夫・改善し、優秀な教員を確保する
- 提案23 教職員の意欲・能力・実績を適切に人事・給与に反映し、教職員の志気を高める
- 提案24 教職員の適性や校長の学校経営方針に沿った人事配置を行い、“学校力”を高める

視点7 教育行政は“現場主義”で保護者・地域の期待にこたえる

- 提案25 教育行政組織を分権型に再構築し、自律・分権型の学校運営をきめ細かく支援・指導する
- 提案26 保護者や市民の満足度の高い教育行政を実現する

「市民力」と「創造力」を兼ね備えた、未来を担う『市民』を育てる

横浜の教育が目指すもの

4. 7つの視点

近年の急激な社会の変化に対して、今、学校が十分に対応していくことが大変難しい状況にあります。一方で学校は、豊かな心など時代のすう勢にかかわらず、育むべきはしっかり育むという普遍的な役割も担っています。このような中で、学校の認識と保護者・地域の実態のずれを解消したり相互理解を図っていくために、教育にかかわる人々が日々努力し、より良い教育の実現を目指して、子どもに向かい合っている現状があります。

今、求められていることは、学校が保護者・地域と連携し、活力と個性にあふれ元気になる「教育力の再生」を実現することであり、そのためには「協働」、「分権」、「組織風土改革」を基本理念とした視点から横浜の教育を変えていく必要があります。

将来実現されるべき理想の学校像とは――

子どもたち一人ひとりが大切にされていると実感でき、毎日いきいきと通うことのできる学校です。そこでは、学校が地域に開かれた存在として、学校・保護者・地域の互いの深い信頼関係のもと、学校運営や教育活動に保護者や地域住民が積極的に参画しています。教職員は「プロ」としての使命感と意欲にあふれ、自らの職業に大きな魅力と誇りを感じながら、日々子どもたちと接しています。教職員は校長を頂点に結束しあい、「チーム」として子どもたちの教育にあたっています。子どもたちは、学校において、基礎的な知識・技能をはじめ、自ら学び、考えて社会を生き抜く力を身に付け、未来を担う『市民』としての基礎を築いていきます。教育委員会は、学校現場の実態を日頃から十分に把握しながら、学校をきめ細かく支援・指導し、保護者や地域の期待にこたえる教育行政が実現されています。

――このような「横浜の教育」を実現するために、次の7つの視点から教育改革を進めていく必要があります。

視点1 自ら考え判断し行動できる力を育む教育を実現する

子どもたちがこれからの社会を生き抜いていくためには、自ら考え判断し行動できる力を育みながら、子ども一人ひとりが自分の「思い」や「考え」を持ち、夢や目標を実現していくことの喜びを発見できるような教育を行うことが重要です。

そのためには、教育委員会が社会の変化に対応し、横浜の特性を活かした教育の到達目標をこれまで以上に明確に示すとともに、学校は地域や児童生徒の特性に合わせて、各学校が目指す教育の目標を明確に示すことが必要です。

また、自分の心や体を大切にし、自分自身がかけがえのない尊い存在であるとの思いをもてる教育を行うことも重要です。

視点2 しっかり教えしっかり引き出す指導観の再確認

子どもたちに基礎的な知識・技能を徹底して身に付けさせ、自ら学び、考える力を育成し、これからの社会を生き抜く力を育むという現行の学習指導要領（※）の基本的な考え方は、今後も重視していく必要があります。

そのうえで子どもたちの学力の状況をふまえると、学習指導要領を基にしながら、横浜らしい教育の質の向上を図るための具体的な教育内容の明示や、子どもの学習意欲・能力に対応した教育課程の編成などの具現化が必要です。

そして、教育を担う教員には、子ども一人ひとりを徹底的に大切に指導することが求められます。また、一人ひとりの実態を把握し、適切な指導を行うことが必要です。教員は子どもが身に付けるべきことはしっかり教え、未来に向かって生きようとする子どもの学習意欲や良いところ、可能性、能力を引き出す指導観を再確認することが必要です。また、教員は、子どもと向き合う一人の「ひと」として自律や規律を重んじ、教えることにたゆまぬ努力をしながら、充実した授業づくりを目指していくことが求められます。

視点3 学校を開き自律・分権・地域参画型の学校運営を実現する

学校がその役割と説明責任を果たすためには、各学校が明確な目標設定と情報公開をするとともに、学校内部にとどまらず、保護者や地域の人々等から評価を受けるシステムを確立していく必要があります。評価システムの構築にあたっては、学校のランク付けをするものではなく、学校が元気になり、より良い教育が行われるような視点が求められます。また、これらの取組を通じて、保護者や地域が学校教育や学校運営に対して参画することが重要であるという意識を抱き、協力していくことが必要です。

そのため、学校は、保護者や多様な地域人材の参画を受け入れる体制を整備し、連携を促進することが求められます。また、保護者や地域の現状をふまえ、特色ある学校づくりを行うために、学校組織や学校予算を含め、学校の自律・分権化を促進していくことが求められます。

視点4 マネジメント能力の向上により学校の“チーム力”を高める

学校が保護者・地域に開かれた存在として、地域の特性に応じた主体的な教育活動を行っていくためには、校長の責任と権限を拡大し、自主・自律的な学校運営を行うことができるようにすることが必要です。

また、教職員一人ひとりの持つ力量が存分に発揮され、チームとして組織的な学校運営を進め、地域の備える力を引き出しながら、これを活かしていけるマネジメント能力に富む校長の育成・登用が必要です。さらに、人材育成を視野に入れつつ、校長がマネジメント能力を発揮し、学校組織の機動力を高めるため、管理職を助け校務をとりまとめる、新たな職を設置することが求められます。

視点5 家庭と学校の役割を再確認し、相互に子どもの成長を支え合う

家庭や地域の教育力低下に伴い、学校がその機能を補完的に担う現状となっており、学校に求められる役割は拡大傾向にあります。しかし、子どもの教育は、学校だけがその役割を担うものではありません。

子どもの健全な育成や学力の向上を図るためには、子どもの生活習慣の改善が不可欠であり、その第一義的責任は家庭にあります。教育における保護者の役割を再確認し、家庭と学校が互いに子どもの成長を支え合うことが求められます。

また、保護者が自分の子どもだけでなく、地域と協力して地域の子どもの成長にも関わりを持てるような環境づくりも求められます。そのため学校には、家庭・地域との連携の中で、子どもの教育への取組を支援し、その成長を共に支え合う機能を担うことが期待されます。同時に、行政はまちぐるみで子どもを育てていくための仕組みづくりを進め、その重要性について社会の理解を得ていく必要があります。

視点6 横浜の教職員であることの魅力を高める ～教師力＝（人間性＋指導力）×情熱～

学校の教育力を高めるためには、すべての教職員の資質や能力を高めていくことが重要です。とりわけ教員は、日々子どもと向き合い教育活動を行うことから、教育の成否は教員にかかっているといっても過言ではありません。教員の指導力不足や不祥事など、様々な問題が取沙汰される昨今、子どもたちや保護者はもとより、地域社会に信頼される教員の育成・確保が不可欠となっています。

教員に求められる資質・能力には様々な要素が考えられますが、“教えて探究心を引き出す”プロとしての高い使命感、一生学び続けるという姿勢、子どもの人格形成にかかわる大人としての豊かな人間性や社会性などが求められています。

教育委員会は求める教員像を明確に示すとともに、教員の志気を高める制度の整備を行い、優れた教員を確保・育成する必要があります。また、教育の現場に相応しくない教員については早急な対処を行い、子どもたちの学びの環境を保障することが求められます。

また、将来予定される政令指定都市における県費負担教職員の市費移管に伴い、学級編制基準、教職員定数の設定権限及び給与等の勤務条件の設定権限が移譲されるため、横浜市として、学校状況に応じた弾力的な教職員配置を行い、教職員の意欲と実績に応じた人事給与制度を構築することが求められます。

視点7 教育行政は“現場主義”で保護者・地域の期待にこたえる

現在の教育委員会はその組織構造から、学校に対する支援・指導体制や、保護者・地域の声を的確に教育現場に反映するための体制が、必ずしも十分とは言えない状況にあります。

自律・分権型の学校運営への改革が求められる中、教育委員会が“現場主義”で、より教育の現場に近いところで学校への支援・指導を行っていく体制を早急に整備し、保護者・地域の期待にこたえることが求められます。

また、多岐にわたる教育行政を推進するために、教育委員会だけでは十分に対応できない分野について、教育委員会と市長部局が連携していくことが重要です。

具体的方策のうち□□で囲んだものは、「横浜から教育を変える13の重点プラン」関連施策を示しています。

5. 26の提案・160の具体的方策

7つの視点から理想の学校像を実現するための、26の提案と160の具体的方策を示します。すでに取組が行われている部分もありますが、答申の趣旨に沿ってさらなる拡充・発展等を求めるものです。

提案1 横浜らしい教育内容を明確化する ～「横浜版学習指導要領」の策定～

国が定めた学習指導要領をふまえ、横浜らしい教育課程の基準を明確化した「横浜版学習指導要領」としてとりまとめ、その具現化を目指して授業の充実を図る必要があります。また、横浜の教育を受けたすべての子どもが、基礎・基本となる学力をしっかりと身に付けることができる指導方法の開発や、個に応じた学習の充実を図るための教育課程の開発が必要です。さらに、重点的学習内容の再構築のために、卒業式の日程等の見直しを図るなどの工夫により、時間数の確保に取り組む必要があります。

(具体的方策)

- 方策1** 学習指導要領をふまえ、横浜らしい教育課程の基準を明確化した「横浜版学習指導要領」の策定と、その具現化に向けた授業の充実【国の新しい学習指導要領の改訂に合わせて】
- 方策2** 小中一貫カリキュラム（義務教育9か年間連続の教育課程）の導入【「横浜版学習指導要領」の策定に合わせて】
- 方策3** 市民力・創造力の育成にかかわる重点的学習内容の再構成と時間数の確保【「横浜版学習指導要領」の策定に合わせて】
- 方策4** 個に応じた補充的学習・発展的学習の充実を図る教育課程の開発【「横浜版学習指導要領」の策定に合わせて】
- 方策5** すべての子どもに「読み・書き・算」をしっかりと身に付けさせるための指導方法の開発・例示【「横浜版学習指導要領」の策定に合わせて】

提案2 成熟社会を生き抜く『市民』を育む ～「市民・創造科（仮称）」の創設～

子どもが自分の「思い」や「考え」を持ち、夢や目標の実現に向かって自ら考え行動し、これからの成熟社会を生き抜く責任感ある『市民』として成長していくためには、自ら学習課題についてのビジョンを描き、考え、行動し、解決する問題解決的な学習が有効と考えられます。その手法の一つとして、環境、キャリア、食、安全、国際・多文化などの横浜らしい重点学習内容を横断的・関連的に取り組むクロスカリキュラムの具現化が求められます。これらを受けて、「総合的な学習の時間」(※)を核にしながら、道徳や特別活動なども含め、関連する教科等を横断的に取り組む「市民・創造科（仮称）」を創設する必要があります。

(具体的方策)

- 方策6** 「総合的な学習の時間」を核に、道徳や特別活動を含む教科等を横断的・関連的に取り組む「市民・創造科（仮称）」の創設【「横浜版学習指導要領」の策定に合わせて】
- 方策7** クロスカリキュラムで取り組む横浜らしい重点的な学習内容の明示（環境、キャリア、食、安全、国際・多文化など）【「横浜版学習指導要領」の策定に合わせて】

提案3 公共心・規範意識など豊かな心を育む

学校の日常生活や学習活動における豊かな体験を通して、子どもの内面に根ざした道徳性の育成を重視した道徳教育を行うことにより、子どもに自他を尊重し、他人の心の痛みがわかる豊かな心を育むことが求められています。なかでも、主体的に社会を良くしていこうという公共心を育み、社会生活に欠かすことのできない法やルールを守ることや、礼儀正しくすることの大切さを理解させる教育を行うことが求められています。

(具体的方策)

- 方策 8 法やルールを守る規範意識や礼儀正しくすることの大切さを理解するための教育の実施
- 方策 9 道徳の時間の自主教材の作成や道徳教育展開の標準プログラムの提示
- 方策 10 各学校での「豊かな心と健やかな体づくり委員会（仮称）」の設置
- 方策 11 望ましい集団活動を通じた友達づくり、人間関係づくり
- 方策 12 豊かな体験活動を重視した宿泊学習の展開
- 方策 13 小1プロブレムの解消に向けた幼・保・小連携
- 方策 14 学校でのトイレ掃除など自分を含め皆が使う場所の清掃活動や地域清掃の推進

提案4 健康でたくましい体を育む

子どもが自己の健康管理に関心を持ち、その方法を学び、そして自己の健康管理に取り組む環境を整えることで、健康でたくましい体を育むことが求められています。そのために、小中学生に体力テストを実施し、その結果を体育科の授業改善や日常的な体力づくりに役立てるとともに、指導者の育成や外部人材の活用等により部活動を充実する必要があります。また、地域に関しては、総合型地域スポーツクラブ（※）の育成を支援するとともに、児童生徒が積極的にスポーツ施設を利用できるような取組を進める必要があります。

(具体的方策)

- 方策 15 小中学生の体力テストの実施と、その結果による体育科の授業改善及び日常的な体力づくりの推進 【18年度から】
- 方策 16 教員の指導者育成や地域・大学生・ボランティアとの連携強化等による部活動の充実
- 方策 17 性教育や食教育の充実に向けた指導資料の作成



提案5 人と向き合えるコミュニケーション能力を育む

～国際都市横浜に相応しい語学教育戦略の推進～

国語科の授業改善や学校・家庭・地域が連携した語学教育活動の充実により、子どもたちが人と人との交流を大切にし、自分の考えをしっかりと伝え、相手の考えを理解することができるコミュニケーション能力を育む必要があります。また、小学校における英語教育の導入など、国際都市横浜に相応しい語学教育戦略を推進する必要があります。

(具体的方策)

◎読解力の向上～コミュニケーションの基礎となる読解力の育成～

- 方策 18 「読解力向上指導モデル」の策定
- 方策 19 「横浜版学習指導要領」への読解力にかかわる項目の位置付け
- 方策 20 読解力向上に向けた教員の指導力アップ研修の実施
- 方策 21 優れた指導案や指導資料の蓄積・発信等による国語科の授業の改善と、全校での音読などの指導の奨励
- 方策 22 国語教育研究会との密接な連携による、他教科も含めた個々の教員の国語指導力の向上
- 方策 23 地域あいさつ運動などを通じた、学校・家庭・地域における言語活動への取組の活性化とコミュニケーション機会の拡大
- 方策 24 図書館研究会と連携した、読書活動推進計画や必読図書一覧等の作成による、学校・家庭・地域ぐるみでの読書活動の展開

◎小中学校一貫英語教育の推進～小学校における英語教育の導入～【21年度までに実施】

- 方策 25 児童の発達段階に応じた英語教育の適切な目標を設定
- 方策 26 英語教育の目標に即した教育課程の指針策定と、各校におけるカリキュラム編成の支援
- 方策 27 各校において適切な評価を行うための、評価規準や評価方法の例示
- 方策 28 小学校英語教育の標準的な教材や指導方法の例示
- 方策 29 学級担任と授業を行うAET(※)や中学校英語教員、英語に堪能な地域人材等による指導体制の整備
- 方策 30 全市立小学校における英語教育の授業時数の確保策を提示

～中学校における英語教育の充実～

- 方策 31 小中学校9年間を見通した英語教育課程の指針策定
- 方策 32 英語科授業時数の検証と選択教科の活用
- 方策 33 集中研修などによる英語教員の英語力及び英語指導力の向上

～学校教育外活動や生涯学習の観点からの語学教育の充実～

- 方策 34 地域ボランティアや民間事業者が行う、語学教育に関する活動のネットワーク化など支援システムの構築

～情報化の進展に対応した新たな情報教育の推進～

情報化が進展する中で、子どもたちがICT（※）を正しく活用し、自ら情報を見極め、発信しながら情報社会を主体的に生き抜いていく能力など、「情報活用能力」の育成が求められます。そのために、学校のICT学習環境を計画的に整備し、教員の情報教育への取組の水準の維持や情報提供などにより学校の情報化に向けた支援体制を整備し、教育の情報化を図ることが必要です。

(具体的方策)

◎ICT学習環境の整備

方策 35 普通教室等へのコンピュータの計画的な整備 【普通教室にコンピュータ1台整備：20年度まで】

方策 36 全小中学校でのネットデイ方式（※）による校内LAN整備 【20年度まで】

方策 37 Y・YNET（※）を活用した指導資料の共有化など教育の情報化の推進

方策 38 管理職をはじめすべての教職員のICT活用研修の充実

方策 39 指導用・学習コンテンツの充実と「授業改善支援センター」での活用

◎教員の情報教育への取組の標準化と情報提供

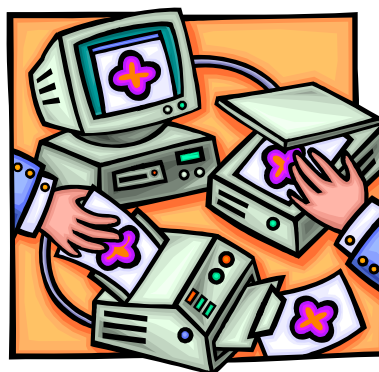
方策 40 情報活用能力の育成に関する標準モデル「ICT学習よこはまスタンダード」の提示

方策 41 情報モラル・マナーの指導事例集の作成

◎学校の情報化に向けた支援体制の整備

方策 42 校内組織への「教育の情報化」担当や、教育課程研究委員会への「教育の情報化」の位置付け

方策 43 校内ネットワークの整備・管理や、学校ホームページの更新などにおける地域やボランティアとの連携促進



提案7 安全教育を充実し子どもの危機回避能力を育む～防犯・防災教育等の推進～

家庭・地域・関係機関との連携・協働のもと、防犯・防災に関する安全教育の実行体制を強化することが求められています。また、幼児期における安全教育とも連携しながら、小中学校でも総合的な学習の時間などを活用して、子どもが自ら考え、危機を回避する能力を育む必要があります。

(具体的方策)

◎安全教育の実行体制の強化（家庭・地域・関係機関との連携・協働の推進）

方策 44 地域の大人の防犯・防災意識を高めるための社会教育の充実と市長部局との連携促進

方策 45 保護者による地域や学校の防犯・防災活動への参画促進

方策 46 家庭・地域・関係機関との情報・行動連携の支援充実

◎児童生徒のスキルアップ（危機回避能力を向上させる教育の推進）

方策 47 総合的な学習の時間を活用した、子どもの「考える力」を育成し自助力や共助力を付ける安全教育の推進

方策 48 「考える力」を育む学習手法としてのプロジェクト学習（※）の活用

方策 49 児童生徒による通学路ハザードマップや安全マニュアルの作成

◎安全教育の充実（教材開発・指導力の向上と情報の共有化）

方策 50 全児童生徒が保護者とともに学べるチェックシートの作成と活用

方策 51 防犯・防災教育の教材開発と教員の指導力向上

方策 52 Y・Y N E Tを活用した指導事例等の発信や、学校間での積極的な情報交換の推進

方策 53 「授業改善支援センター」での防犯・防災教育に関する相談・指導の実施



社会状況の変化に応じて必要となる知識・技能を、横浜の特性を活かした体験的活動や、様々な立場・考え・生き方の人々との交流を通じて子どもに教育し、子どもが自らその知識や技能を駆使できる能力を育む必要があります。

(具体的方策)

◎科学技術教育等の充実、横浜の特性を活かした環境教育

～科学技術教育関係～

方策 54 小中高の一貫・連携した科学技術カリキュラムの研究開発

方策 55 地域をはじめとする専門家や研究機関、産業界、NPOなどと連携した科学技術教育の推進

～環境教育関係～

方策 56 各教科や、総合的な学習の時間における関係する教科を横断した内容による環境教育の実施

方策 57 環境教育実践推進校の設置によるカリキュラム開発と指導実践の周知

方策 58 学校における環境教育の取組についての教員研修の充実

方策 59 子どもエコフォーラムの開催及びNPO・企業等との連携

～その他の分野～

(方策 17) 性教育や食教育の充実に向けた指導資料の作成〔再掲〕

◎様々な立場・考え方・生き方の人々との交流を通じたキャリア教育の実施

方策 60 発達段階に応じた進路指導、職業体験、社会奉仕体験活動の推進

方策 61 体験的活動を重視した指導モデルの提示



提案9 一人ひとりを徹底的に大切に指導し、基礎・基本の確実な定着を図る

学校には、教員が子ども一人ひとりと向き合い、学習状況調査により子どもの実態を把握したうえで、学習内容の習熟の程度や興味・関心、地域の特性等に応じた指導を行い、基礎・基本の確実な定着を図ることが求められています。

(具体的方策)

方策 62 学習状況調査の実施による横浜の子どもの実態把握と、その結果を活かした指導方法の充実【18年度から】

方策 63 個に応じた少人数指導・習熟度別指導の効果的な展開への工夫・改善

方策 64 子ども一人ひとりが確実に身に付ける内容を、到達目標として明示した教育課程の整備

方策 65 子どもの学習内容の習熟の程度や興味・関心、地域の特性等に対応した指導方法の開発【「横浜版学習指導要領」の策定に合わせて】

(方策 1) 学習指導要領をふまえ、横浜らしい教育課程の基準を明確化した「横浜版学習指導要領」の策定と、その具現化に向けた授業の充実【国の新しい学習指導要領の改訂に合わせて】 [再掲]

提案10 小中一貫や異校種間連携などを通じて教育の連続性を図る

小中一貫カリキュラムの策定や小学校高学年での教科担任制の導入、小中学校の人事交流等の異校種間連携を通じて、小中学校の指導観や指導方法の一貫性をとりつつ、教育の連続性を図る必要があります。また、幼・保・小や中高、高大が連携した教育内容や指導方法の開発にも取り組む必要があります。

(具体的方策)

方策 66 小中一貫した児童生徒指導の充実や指導観の統一

方策 67 小学校高学年での教科担任制の導入と小中学校の人事交流の促進

方策 68 小学校1年生、中学校1年生の不登校児童生徒を減らすための、積極的な幼・保・小連携、小中連携

方策 69 幼・保・小が連携した教育内容や指導方法の開発と実践の質的向上

方策 70 キャリアプランを見据えるなど、中高、高大が連携した多様な教育内容や指導方法の開発

(方策 2) 小中一貫カリキュラム（義務教育9か年間連続の教育課程）の導入【「横浜版学習指導要領」の策定に合わせて】 [再掲]

(方策 13) 小1プロブレムの解消に向けた幼・保・小連携 [再掲]

提案 11 子どもにしっかりと丁寧に教え、探究心を引き出す授業を実現する

～たゆまぬ授業改善を通じた授業力の向上～

教員には、自らたゆまぬ授業改善に取り組み、子どもにしっかりと丁寧に教え、子どもの探究心を引き出す授業を実現することが求められています。そのために、教育委員会は横浜らしい教育課程の基準を実現化していくための指導モデル・指導方法の開発に取り組むとともに、「授業改善支援センター」を拡充し、積極的活用の促進を図る必要があります。さらに、授業の質の向上を目指し、客観的で信頼できる授業評価を行う必要があります。

(具体的方策)

方策 71 客観的で信頼できる教員相互の授業評価と授業改善の実施

方策 72 「学びと評価のガイドブック (仮称)」を活用した保護者と子どもによる授業評価の実施

方策 73 わかる授業の促進や授業力の向上を支援する「授業改善支援センター」の拡充と活用促進 【18年度から】

方策 74 授業力に優れた教員や優れた教育活動を行った教員を表彰し、その取組を各学校に周知する制度の創設 【17年度から】



提案 12 子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を充実する

平成17年12月の中央教育審議会答申を受け、国では特別支援教育（※）の一層の推進のため、学校教育法等の一部改正による制度改正が進められています。本市においても障害のある児童生徒に対する教育を充実するため、障害の重度・重複化、多様化などの傾向に対応するとともに、小中学校の普通学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒を含め、障害のある児童生徒に対して適切な教育的支援を行う特別支援教育の推進体制を整備する必要があります。さらに、子どもたちに心のバリアフリーを育む教育を進めるなど、「横浜市障害児教育プラン」（※）の着実な推進が求められています。

また、「不登校対策アクションプラン」（※）を着実に進め、不登校予防や不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた適切な支援を、NPO・民間教育施設等とも連携しながら行っていくことが必要です。

（具体的方策）

◎「横浜市障害児教育プラン」の着実な推進

- 方策 75 障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するための特別支援教育推進体制の整備
- 方策 76 小中学校等のLD、ADHD、高機能自閉症等、特別な教育的支援の必要な児童生徒への指導体制整備
- 方策 77 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制づくり、指導資料集「横浜版LD、ADHD等の児童生徒への教育的支援のためのガイドライン」の作成
- 方策 78 地域療育センター、リハビリテーションセンター等の関係機関、NPO法人、親の会等と連携した校内外での支援体制の充実
- 方策 79 LD、ADHDも含めた通級による指導充実のための「通級指導教室（※）整備5か年計画」の策定、通級指導教室の支援センター機能拡充
- 方策 80 高等養護学校の整備・拡充等、盲・ろう・養護学校の再編整備やセンター的機能充実による特色ある学校づくり
- 方策 81 就学前から継続した就学指導・相談体制の充実、福祉・保健・衛生等関係機関との連携など、子どもの将来を見すえた支援体制の構築～「個別の教育支援計画」（※）の作成・活用等
- 方策 82 特殊教育教諭免許保有率向上等、教職員の専門性や指導力の向上
- 方策 83 心のバリアフリーを進めるための「副学籍（仮称）」（※）の推進
- 方策 84 ボランティア、NPO法人と連携した障害児学校生活・余暇活動支援など、保護者支援の充実

◎横浜から不登校をなくすための取組～「横浜市不登校対策アクションプラン」の着実な推進

- 方策 85 不登校の予防・対応に配慮した学級づくりや授業の展開
- 方策 86 コーディネーターを中心とした「チーム支援」の推進
- 方策 87 再登校や社会的自立に向け、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた適切な支援
- 方策 88 教育相談充実のためのカウンセラー体制の整備

（方策 68） 小学校1年生、中学校1年生の不登校児童生徒を減らすための、積極的な幼・保・小連携、小中連携 〔再掲〕

提案 13 学校は明確な目標設定と学校評価を行い、保護者・地域に情報発信する

～学校版マニフェストの策定～

学校は自らが提供する教育の質を保証するために、教育目標や運営ビジョンを設定し、外部評価を取り入れた学校評価を行い、保護者・地域に情報発信することが求められています。その際に、学校ホームページやメーリングリスト等の相互情報交流の場を一層活用するとともに、学校運営や学校組織の良い事例の共有化を一層促進し、横浜の教育の総体的な質の向上を図る必要があります。

また、学校評価の結果により、経営上困難を抱えている学校に対しては、教育委員会が教員の重点配置を図るなど、実効ある支援を行うことが必要です。

(具体的方策)

- | | |
|--------------|--|
| 方策 89 | 5年程度を視野に入れた学校運営ビジョンを明確に示した「中期学校運営計画(仮称)」(学校版マニフェスト)の市立全校での策定 |
| 方策 90 | 外部評価も取り入れた、授業評価と経営評価を核にした学校評価の推進 |
| 方策 91 | 有識者など第三者評価を視野に入れた学校評価システムの確立 |
| 方策 92 | 市立学校らしい数値目標の創意工夫 |
| 方策 93 | 学校ホームページの質の向上と双方向でのコミュニケーションの拡大 |
| 方策 94 | メーリングリストを利用した電子メール(携帯メール)による緊急情報配信及び学校と保護者・地域・卒業生等の相互情報交流の場の創設 |
| 方策 95 | 学校組織における地域連携コーディネーター(渉外・広報担当)の設置 |
| 方策 96 | 保護者と子どもが学習内容や評価、授業評価の視点等について理解できる「学びと評価のガイドブック(仮称)」の作成 |

提案 14 保護者・地域の学校運営への参画を組織化する～学校運営協議会や学校評議員の設置～

学校運営協議会(※)や学校評議員(※)の設置のほか、横浜独自の取組として、保護者や地域の人々が気軽に学校運営に参画しながら地域の学びを高める「地域職員室」や、その組織運営の中心となる「学校・地域コーディネーター」を創設するなど、各学校がその実情に応じ、地域・外部人材による学校支援組織を整備することが必要です。「地域職員室」は、空き教室を利用したり、地域の実情に応じて、地域の中に設置することも考えられます。

(具体的方策)

- | | |
|---------------|---|
| 方策 97 | 地域の実態に応じ、保護者・地域が一定の権限を持って学校運営に参画する学校運営協議会や、校長の求めに応じて学校運営に意見を述べる学校評議員の設置の推進 |
| 方策 98 | 空き教室等を利用し、多様な地域人材が学校運営に参画しながら地域の学びを高める「地域職員室」と、学校のパイプ役を担う「学校・地域コーディネーター」の導入 |
| 方策 99 | 保護者・地域が特色ある学校づくりのために必要な予算を生み出し、自主的に管理し、学校運営に資金的支援を行う「学校ファンド」の設立 |
| 方策 100 | 「地域職員室」に集う人(学校・地域サポーター)の居場所となる「ボランティア・コミュニティルーム(仮称)」の創設 |
- (方策 95) 学校組織における地域連携コーディネーター(渉外・広報担当)の設置

[再掲]

提案 15 多様な外部人材の参加を得て、教育の質を向上させる

子どもたちが実社会とふれあい、学校を活性化するために、地域やボランティアとの連携を促進する必要があります。このことを通じて「まち」の教育力の向上への効果も期待できます。また、子どもの教育に情熱を持ちながら、教員免許を持たない優秀な地域人材や専門職を、積極的に教育現場に登用する必要があります。

(具体的方策)

- (方策 29) 学級担任と授業を行う A E T や中学校英語教員、英語に堪能な地域人材等による指導体制の整備 【21年度までに実施】 [再掲]
- (方策 43) 校内ネットワークの整備・管理や、学校ホームページの更新などにおける地域やボランティアとの連携促進 [再掲]
- (方策 135) 教員免許を持たない優秀な地域人材や専門職を、積極的に教員として確保するための柔軟な採用形態の推進 [再掲]

提案 16 学校の自律・分権化を促進し、保護者や地域の期待にこたえる

～学校予算などにおける学校裁量の拡大～

学校が、努力と成果に応じて活用できる提案型の学校予算配当制度の創設や、特色ある学校づくりのために保護者・地域が必要な予算を生み出し管理運営する学校ファンドの設立など、地域に根ざした自律・分権型の学校運営制度を、保護者・地域とともに進める必要があります。

(具体的方策)

- 方策 101 校種や学校規模等を根拠とした必要最低限の予算のほかに、学校独自の努力・成果に応じた提案型の学校予算配当制度の創設
- 方策 102 経営努力により削減できた予算を学校運営に有効に活かせるよう転用できる、メリットシステム予算の導入

- (方策 99) 保護者・地域が特色ある学校づくりのために必要な予算を生み出し、自主的に管理し、学校運営に資金的支援を行う「学校ファンド」の設立 [再掲]



提案 17 校長権限を拡充・強化し、校長のリーダーシップのもと学校組織の機動力を高める

校長の権限を拡充・強化し、そのリーダーシップのもと、組織としての学校のチーム力を存分に発揮できるよう、教職員間の連携を重視した組織づくりを行い、学校組織の機動力を高めることが求められています。また、一定の機能を持つ管理職補佐職の設置のほか、副校長の複数配置を検討するなど、学校組織の強化が必要です。管理職補佐職について、県費負担教職員の市費移管の際には、横浜の現状に合ったあり方に見直すことが求められます。

(具体的方策)

- 方策 103 校長の自律的な学校経営の推進と教職員間の連携を重視した学校組織の整備
- 方策 104 管理職の持つ一定の機能を支える管理職補佐職の設置 【18年度から】
- 方策 105 校務分掌の整理・合理化と管理業務や校内会議のスリム化
- 方策 106 管理職としての副校長の職務の整理と複数配置
- 方策 107 校長・副校長のもとに管理職補佐職を加えた「企画運営会議(仮称)」の設置

(方策 143) 授業力・指導力に優れた「マイスターティーチャー」の人事・給与等への反映【県費負担教職員の市費移管に合わせて】 [再掲]

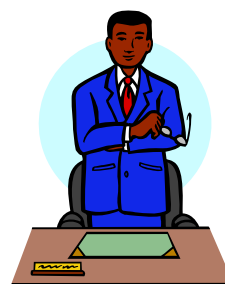
提案 18 マネジメント能力に秀でた管理職や教職員を育成・登用する

すべての教職員を対象とした学校マネジメント研修の実施や、「横浜学校経営塾(仮称)」の創設などにより、管理職及びその候補者の研修の抜本的改善を行い、経営マネジメント能力に秀でた管理職を育成する必要があります。また、学校の一層の活性化と学校経営力の強化を図るため、より多方面からの管理職登用を推進する必要があります。

(具体的方策)

- 方策 108 「横浜学校経営塾(仮称)」の創設など、意識改革や業務スキル、経営マネジメント力に重点をおいた、管理職及びその候補者の研修の改善
- 方策 109 学校経営能力を評価するための民間企業人事担当者等による面接の導入など、管理職選考の一層の改善
- 方策 110 管理職として必要な能力や業務経験の設定など、計画的な管理職の育成・登用システムの整備
- 方策 111 学校の一層の活性化と学校経営力の強化を図るための、多方面からの管理職登用の推進 【17年度から】
- 方策 112 すべての教職員を対象とした学校マネジメント研修の実施

(方策 104) 管理職の持つ一定の機能を支える管理職補佐職の設置 【18年度から】
[再掲]



提案 19 家庭は基本的な生活習慣を確実に身に付けさせる

子どもの学力や体力などを育むためには、家庭において食事や睡眠などの基本的な生活習慣やしつけなどを身に付けさせることが大切です。また、礼儀正しくすること、人に迷惑をかけないようにすること、身の回りの美化清掃などの生活態度は、集団生活を営む学校と、日々の家庭生活の両面において教えていく必要があります。そのために、学校と家庭がそれぞれの果たすべき役割を再確認し、家庭においては、子どもの主体性を育む「我が家のルールづくり」を行うなど、互いに協力しながら、子どもの指導や育成に取り組む必要があります。

(具体的方策)

方策 113 家庭と学校が子どもの教育に果たすべき役割の再確認(学校・家庭アグリーメント)

方策 114 全市立学校での「早寝・早起き・朝食のすすめ」の推進

(方策 14) 学校でのトイレ掃除など自分を含め皆が使う場所の清掃活動や地域清掃の推進 [再掲]

提案 20 多様な家庭環境に応じ、家庭教育を支援する

多様な家庭環境の実態にあわせた子どもの指導・育成のために、学校と地域は多様な世代の子育てへの参加などの観点から、子どもの教育を支援する必要があります。

(具体的方策)

方策 115 「おやじの会(※)」支援など父親の家庭教育への参加の推奨

方策 116 保護者の実態をふまえた多様な「家庭教育学級」の推進

方策 117 家庭との信頼関係に基づくきめ細かな家庭訪問の推進

方策 118 担任が地域に出て地域の人も交えて行う地区別の「出張学級懇談会」の開催

方策 119 世代間交流による子どもの育成、学校での学習や地域の活動の相互交流、子育てスペースの運営などによる「地域職員室」機能の発揮



提案 21 “教えて探究心を引き出す” プロとして使命感の高い教員を育成する

～実践を重視した研修と教員のキャリア形成～

教員を対象に夜間や休日など勤務時間外に開催する「横浜教育塾（仮称）」や、わかる授業の促進や授業力の向上を支援する「授業改善支援センター」の拡充・活用により、実践を重視した研修を通じて、授業力・指導力に優れた使命感の高い教員を育成する必要があります。また、教職員個々の「キャリア・ステージプラン（仮称）」の制度化を図り、自己啓発的・自発的な研修を実施・支援する必要があります。

（具体的方策）

方策 120 夜間や休日など勤務時間外に開催する「横浜教育塾（仮称）」など参加しやすい研修の実施 【17年度から】

方策 121 教職員個々の課題に応じた自己計画型研修「キャリアステージ・プラン（仮称）」の制度化

方策 122 授業実践を重視し、授業力・学級経営力の向上を目指した「校内研修サポートプラン（仮称）」の策定や校内研修コーディネーターの育成

（方策 73） わかる授業の促進や授業力の向上を支援する「授業改善支援センター」の拡充と活用促進 【18年度から】 [再掲]

方策 123 採用前研修による早期育成や横浜に定着する人材を育てるための研修の実施

方策 124 教職員個々の研修計画立案と、研修効果評価システムの研究による研修の一層の充実

方策 125 管理職ではなく、指導力に優れたベテラン教員を適正に評価・処遇し、若手教員等の指導に活用する「マイスターティーチャー制度」の導入

方策 126 指導主事（※）や退職校長等の若手教員育成や授業改善への一層の活用

方策 127 幼・保・小の教育に携わる教員・保育士の合同研究研修の充実

方策 128 ICTを活用した校内研修の支援と効率化の推進

方策 129 大学・NPO・関係機関等と連携を図った自己啓発的・自発的な研修の実施

方策 130 教職員の志気を高める、人事施策と結びついた人材育成の実施



提案 22 採用方法を工夫・改善し、優秀な教員を確保する

横浜の教員として優秀な人材を確保するため、採用試験の回数・会場の複数実施等、より積極的な応募者確保策を展開する必要があります。また、子どもの教育に情熱を持ちながら、教員免許を持たない優秀な地域人材や専門職を積極的に教員として確保するため、採用方法の工夫・改善を図る必要があります。一方で、教員の適格性を欠く新採用教員に対しては正式任用見送り等、条件付採用期間中の厳密な観察を実施する必要があります。

(具体的方策)

- | | |
|--------|---|
| 方策 131 | 採用試験の回数・会場の複数実施など、より積極的な応募者確保策の実施 |
| 方策 132 | 初任者に対する育成システムの再構築と、適格性を欠く新採用教員の正式任用見送りなど、条件付採用期間中の厳密な観察の実施 |
| 方策 133 | 教員採用試験における年齢要件の緩和など、教員の年齢構成の平準化への取組や、より人間性を重視した採用試験の実施 【17年度から】 |
| 方策 134 | 教員養成段階を採用に繋げていくための地元大学との連携や、教員養成のための横浜市独自システムの構築 【17年度から】 |
| 方策 135 | 教員免許を持たない優秀な地域人材や専門職を、積極的に教員として確保するための柔軟な採用形態の推進 |
| 方策 136 | 力量ある臨時的任用職員 (※)・非常勤講師の柔軟な本採用の検討 |

提案 23 教職員の意欲・能力・実績を適切に人事・給与に反映し、教職員の志気を高める

教職員の意欲・能力・実績を適切に人事・給与に反映できるよう、多面的評価や外部評価による客観性の高い勤務評価を導入し、人材育成に重点を置いた人事評価制度の充実を図る必要があります。なお、公正な評価を行うためには、評価者の資質向上を図ることも求められます。また、指導力不足教員 (※) に対する処遇を市民の理解を得られるものに見直していくことも必要です。

(具体的方策)

- | | |
|--------|--|
| 方策 137 | 教育委員会や上司にとどまらず、多面的評価や外部評価による客観性の高い勤務評価の導入 |
| 方策 138 | 部活動指導や地域連携活動などでの時間外勤務の給与への反映【県費負担教職員の市費移管に合わせて】 |
| 方策 139 | 個別支援学級を担当する教員の給与の優遇措置の見直し【県費負担教職員の市費移管に合わせて】 |
| 方策 140 | 市立小中学校と市立高等学校の教職員給料表の一本化や各種手当の見直し【県費負担教職員の市費移管に合わせて】 |
| 方策 141 | 指導力不足教員の給与のあり方の見直し |
| 方策 142 | 指導力不足教員への退職勧奨や分限免職処分 of 毅然とした運用と市組織内における教員以外への転職 |
| 方策 143 | 授業力・指導力に優れた「マイスターティーチャー」の人事・給与等への反映【県費負担教職員の市費移管に合わせて】 |

(方策 130) 教職員の志気を高める、人事施策と結びついた人材育成の実施 [再掲]

提案 24 教職員の適性や校長の学校経営方針に沿った人事配置を行い、“学校力”を高める

教職員の人材育成・能力開発を促進するような人事異動や、自校組織の活性化に向けた校内人事計画の策定を、校長が学校経営方針に沿って行うことができる環境を整備し、“学校力”を高める必要があります。さらに、将来予定されている県費負担教職員の市費移管が実現すれば、横浜として主体的に学級編制基準、教職員定数、給与等の勤務条件を設定できるようになります。その際には、学校にも一定の裁量を与えることが望まれます。

(具体的方策)

方策 144 教職員の人材育成・能力開発を促進するような、校長判断による異動対象者の決定、人事異動の活性化

方策 145 人材育成、能力開発の視点を重視した、全市的な観点からの適材適所の異動先決定

方策 146 自校組織の活性化に向けた、校長による校内人事計画の策定システムの導入

方策 147 校長がマネジメント力を発揮し、特色ある学校づくりを進めるための校長による人材公募や、教職員が自らの能力や経験をより生かすことができる特別な人事異動の制度化 【17年度から】

方策 148 学校の実態に応じた校長判断による弾力的な学級編制の実施【県費負担教職員の市費移管に合わせて】

提案 25 教育行政組織を分権型に再構築し、自律・分権型の学校運営をきめ細かく支援・指導する

分権型の教育行政組織を再構築するため、「学校教育センター（仮称）」を設置することが求められます。教育委員会事務局は、権限・責任・実施業務を委譲するとともに、企画立案力の強化、組織の弾力化、適正な管理範囲による学校支援体制の整備を進め、自律・分権型の学校運営をきめ細かく支援・指導する必要があります。また、学校運営面における事務のIT化を推進するとともに、事務処理体制の明確化・効率化を図り、学校事務の負担軽減に取り組む必要があります。

(具体的方策)

方策 149 「学校教育センター（仮称）」の設置による教育委員会事務局に集中している権限・責任・実施業務の委譲

方策 150 教育委員会事務局の適正な管理範囲による学校支援体制の整備

方策 151 学校事務の共同実施や事務処理体制の明確化

方策 152 学校運営面における事務のIT化の推進 【17年度から】

方策 153 教育委員会と市長部局の権限分担の弾力化

提案 26 保護者や市民の満足度の高い教育行政を実現する

多岐にわたる教育行政を推進するためには、教育委員会だけでは十分に対応できていない分野について、教育委員会と市長部局が連携していくことが重要です。また、教育委員会事務局職員の専門的行政能力を向上させるなど教育委員会の機能向上や、広報・相談体制の充実等により、市民の満足度の高い教育行政を実現することが必要です。

(具体的方策)

- | | |
|--------|--|
| 方策 154 | 市長の教育委員会会議への定期的な出席や、教育委員と市長との協議会の開催 |
| 方策 155 | 市長による学校訪問や校長会への参加 |
| 方策 156 | 市人事における教育行政の独自性や専門性への配慮 |
| 方策 157 | 学校と教育委員会事務局の人事交流 |
| 方策 158 | 予算案の調整にあたって市長が教育委員会の意見を聞く制度の一層の活用 |
| 方策 159 | 教育委員会活動の目標設定と外部評価を含めた評価の実施及び結果の公表 |
| 方策 160 | 時機を得た戦略的広報の実施と、保護者・市民からの問い合わせや相談にきめ細かく対応できる体制の充実 |



あとがき

- 私たちが自他の幸福を実現しながら新たな時代を生き抜くためには、「市民力」と「創造力」を備えることが求められています。それは次代を担う子どもだけではなく、今を生きる大人たちの課題でもあります。そのため、単に子どもたちの教育をどうするのかを考えるだけでなく、市民の一人ひとりが社会の一員としての責任感や規範意識を持ち、自立しながら生きていく姿を子どもに見せていく必要があります。
- それは、横浜の子どもの教育は、市民の一人ひとりが責任を持ち、横浜という「まち」が責任を持っているのだということを感じることでもあります。いうまでもなく、子どもの教育に対する責任は、第一義的には家庭にあります。家庭は子どもの成長に責任を持ち、地域・学校はそれを支えるのが原則です。しかし、現在の社会においては、価値観の多様化に伴い家族のあり方も変化し、家庭が本来の役割を十分に果たしづらい状況になっています。
「すべての市民が子どもの教育にかかわる」という考え方に立ち、学校・家庭・地域がしっかりと手をつなぎ、互いに支え合って、より良い横浜の教育が作り上げられていくことを切に願います。
- 教育委員会においては、教育改革の方向性を市民に明らかにするとともに、改革の道筋を示す工程表を策定し、この答申の趣旨が画餅に帰すことのないよう要望します。また、これまでの本会議での審議やこの最終答申を契機として、学校現場や保護者はもちろん、広く市民の間においても、教育に関する議論が巻き起こることになれば幸いです。
- この答申に示したことが実現されるかどうかは、今後の横浜市の行政当局と学校現場の取組にかかっています。
私たち、横浜教育改革会議の委員は、その取組に期待し、しっかりと見守っていきたいと思います。

横浜から教育を変える13の重点プラン

この重点プランは、26の提案と160の具体的方策の中から、
主な教育改革施策をわかりやすくまとめたものです。

- 目 次 -

1. 「横浜版学習指導要領」の策定（提案1 関連）	32
2. 「市民・創造科（仮称）」の創設（提案2 関連）	33
3. 読解力の向上（提案5 関連）	34
4. 小中学校一貫英語教育の推進（提案5 関連）	35
5. 新たな情報教育の推進（提案6 関連）	36
6. 子どもの実態把握と確固たるデータに基づく教育の推進 （提案4・9 関連）	37
7. 横浜から創る新たな特別支援教育（提案12 関連）	38
8. 学校版マニフェストの策定と学校評価・情報発信の推進 （提案13 関連）	39
9. 保護者・地域の学校運営への参画推進（提案14 関連）	40
10. 教育の原点としての新たな家庭教育環境づくり（提案19・20 関連）	41
11. 学校マネジメント力の強化（提案16・17・18・24 関連）	42
12. 教師力の向上（提案21・22・23 関連）	43
13. 分権型教育行政組織の再構築（提案25・26 関連）	44

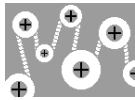
「横浜版学習指導要領」の策定

魅力的な学校の創造

子どもが「行きたい学校」・保護者が「行かせたい学校」づくり

「横浜版学習指導要領」
を策定し、横浜らしい教育内容
の明示・実現へ

小中一貫カリキュラム
(義務教育9年間連続の教育課程)の実現



学習、児童生徒指導の連続
学習内容の再構成

国が定めた学習指導
要領をふまえ、横浜ら
しい教育課程の基準
を明確化

横浜の市立学校として
取り組むべき方向の明確化

すべての子どもが義
務教育において身に
付ける学習内容の位
置付け

補充的・発展的学習の推進
基礎的知識・技能の指導充実

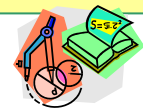
横浜らしい教育課程の基準

- 国と横浜の関連：学習指導要領をふまえた上で、横浜として重点的に取り組む学習内容を補充的・発展的学習として明確に位置付け
- 横浜の独自性：市民力・創造力の育成を目指した、横浜として取り組むべき方向の明確化(例)
 - ・読解力や表現力、情報活用能力の育成
 - ・コミュニケーション能力の育成 等
- 横浜の重点：重点的学習内容の確実な指導に向けた授業時数の確保
(重点的学習内容例)
 - ・日本語や英語によるコミュニケーション
 - ・国内外の地理的学習内容
 (授業時数確保の方策例)
 - ・横浜独自の標準授業時数の設定

小中一貫カリキュラム

- 学習の連続：小中一貫、幼・保・小連携による学習の連続性の確保
 - ・接続部分での課題解決、重複解消
 - ・小学校への英語教育の導入
- 学習内容の再構成：「総合的な学習の時間」や英語活動などの内容構成
 - ・横浜型総合的な学習の時間
 - 「市民・創造科(仮称)」の新設

到達目標の設定



- 目標の明確化：
 - すべての子どもに期待する内容の明示
 - ・補充的、発展的な学習内容も含めた目標設定
- 指導方法の開発・例示：
 - ・「読み・書き・算」の確実な理解を図るための指導方法の開発等

「市民・創造科(仮称)」の創設

～総合的な学習の時間の再構築～

創設の目的

成熟社会を生き抜く責任感ある「市民」の育成
夢の実現に向かって自ら考え行動する創造力の育成

平成21年度から
全市立学校において実施

小中一貫カリキュラムで推進
小中学校で連続した指導内容・指導方法の開発

コンセプト

「道徳」「特別活動」との関連を重視し、教科等を横断させた「クロスカリキュラム」の開発と実践推進

※クロスカリキュラムとは、各教科と関連付けて行う、横断的な学習

学習課題について、自らビジョンを描き・考え・解決する問題解決的な学習手法の推奨

読解力・表現力・コミュニケーション力などの育成を目指した内容の充実



社会の変化に対応した重点的学習内容(環境、キャリア、食、安全、国際・多文化など)をテーマにした取組

「市民・創造科(仮称)」の充実へ

「総合的な学習の時間」のねらいの学校・保護者・市民の共通理解の不足

学校や学級ごとの学習内容や授業の質に差。⇄教育委員会が情報共有の核となっていない

「横浜版学習指導要領」への位置付け

環境、キャリア、食、安全、国際・多文化などの社会の変化に対応した重点的学習内容をテーマにした「市民・創造科(仮称)」を、「横浜型総合的な学習の時間」として明示

- 「市民力」と「創造力」の育成：読解力、表現力、コミュニケーション力などのかかわり
- 「市民・創造科(仮称)」と教科等との関連の考え方
- 授業時数や小学校英語活動の位置付け など

↓
基本的考え方のもと学校全体での創意工夫

「市民・創造科(仮称)」指導モデルの開発

- 「市民・創造科(仮称)」の授業実践の質的保障を図る
- 重点的学習内容でのモデル開発(例)問題解決型モデル(プロジェクト学習など)
- 小中連携の促進(例)小中学校間での「総合的な学習の時間」の統一コンセプトの構築



学校現場や市民の意見を取り入れながら詳細設計へ



読解力の向上

国際都市横浜に相応しい語学教育戦略の推進 コミュニケーションの基礎となる読解力の育成

- 学校の教育活動全体を通して、文章や資料を理解及び評価しながら読んだり、それらを活用して自分の考えを書いたりする力の育成を目指した取組の開発・推進
- 学校・家庭・地域において、様々な文章や資料を読んだり、意見を書いたり述べてりする機会の充実

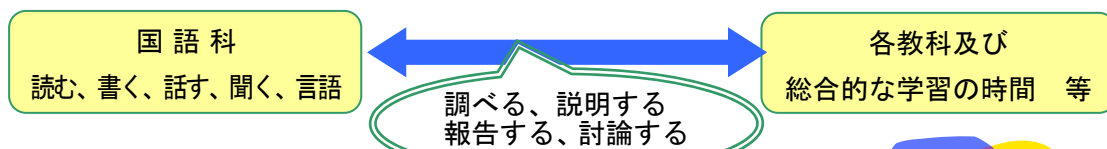
日本の高校1年生の読解力：8位（2000年調査）⇒14位（PISA〔OECD生徒の学習到達度調査〕2003）

読解力の とらえ

文章や資料等、様々な情報媒体から得られる情報等を取捨選択して取り出し、解釈及び評価したり、自分の考えとしてまとめ、活用したりする力

学校教育活動全体の中で育てる読解力向上プラン

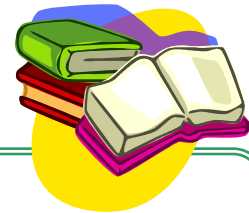
- 「読解力向上指導モデル」の策定
- 国語科で培った力の積極的活用（⇔ 横浜版学習指導要領への位置付け）



- 読解力向上に向けた教員の指導力アップ研修

国語科の授業の充実

- 横浜版学習指導要領への位置付け
身に付ける資質・能力の明確化、小中一貫カリキュラムでの指導系統の明確化
- 授業改善モデルの策定、全校での音読などの指導の奨励
- 国語教育研究会との連携、他教科も含めた教員の国語指導力の向上
- 優れた学習指導案や指導資料の蓄積・発信等による授業の改善



学校・家庭・地域で推進する読書活動の充実

- 様々な文章や資料を読んだり、意見を書いたり述べる機会の充実
- 図書館研究会と連携した、読書活動推進計画や必読図書一覧等の作成による、学校・家庭・地域ぐるみでの読書活動の展開

小中学校一貫英語教育の推進

民との協働による英語教育の推進

- ・協力的な市民意識を有する地域特性を活かす
- ・学校内外の教育活動に地域人材を活用

小中学校で一貫した英語教育の推進

- 中学校卒業段階で外国人来訪者に簡単な横浜観光案内を目標とする

「中学校卒業段階で、外国人来訪者に対して、自らが考える横浜のよさを伝え、簡単な横浜市の観光案内ができること」



- 小中学校で一貫した英語教育課程の指針の策定

小学校に英語教育を導入

- 平成19年度からモデル的に順次導入
- 平成21年度までに全市立小学校での英語教育実施を目指す

＜小学校で英語教育を行う意義＞

- ・英語に慣れ親しむ
- ・積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成
- ・指導形態の見直しによる小学校教育全体の活性化



小学校における英語教育を導入するための検討課題

- 発達段階に応じた適切な目標設定
- 各小学校でカリキュラム編成を行うための教育課程の指針
- 適切な評価規準、評価方法
- 教材、指導方法の開発、周知
- 学級担任と授業を行う実態に即した指導体制の整備
- 少なくとも週一単位時間以上の授業時数の確保策

学校教育活動や生涯学習の観点からの語学教育の充実方策

- 地域活動のネットワーク化の検討
- 民間事業者との連携
- 地域の取組に対する支援システム構築の検討

中学校における英語教育の充実方策

- 小中学校を通じた英語教育の実施
- 英語科授業時数の検証と選択教科の活用
- 指導体制の改善



新たな情報教育の推進

情報化が進展する中で、児童生徒がICTを正しく活用し、自ら情報を見極め発信し、主体的に情報社会を生き抜いていく力など「情報活用能力」の育成が急務

- それを支える「学校のICT環境整備の促進」
- 教員のICTを活用した「指導力の向上」
- 「学校の情報化」にむけた体制づくりと市民との連携・協働の促進

ICT…Information and Communications Technology

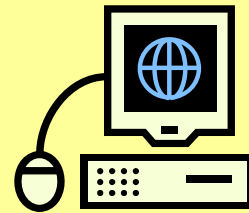
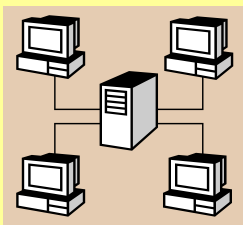
「情報コミュニケーション技術」。教育分野で人によるコミュニケーションを重視した情報通信技術（IT）をいう。

ICT学習環境の整備促進・充実

- 校内ネットワークの整備
 - ・全小中学校でのネットデイ方式による校内LAN整備（平成20年度まで）
- 教育用コンピュータの整備
 - ・普通教室へのコンピュータの整備
 - ・小学校PC教室への国基準台数への整備の推進
- Y・Y NETの活用と充実
 - ・Y・Y NETを活用した指導資料の共有化など教育の情報化の促進
 - ・指導用、学習用コンテンツ作成・収集の充実

教員のICTを活用した指導力向上と研修の充実

- ICT活用研修
- 情報モラル・マナー指導研修
- 校内ネットワーク運用研修



発達段階に応じた情報活用能力の育成と系統立てた指導の推進

- 児童生徒の情報活用能力の育成に関する「ICT学習よこはまスタンダード」の提示
- 情報モラル・マナーの指導事例集の提供

学校の情報化に向けた支援体制の整備

- 教育課程への「教育の情報化」の位置付け
- 校内組織への「教育の情報化」担当の位置付け
- 学校の状況に応じたボランティアとの連携・協力



～一人ひとりを徹底的に大切に指導するために～
子どもの実態把握と確固たるデータに基づく教育の推進

～横浜市学習状況調査・新体力テストの活用～

市立小中学校児童生徒の学習状況と体力の状況について分析的・総合的に把握

対象：小学校1年生～6年生全員、中学校1年生～3年生全員

- 児童生徒の学力と体力の向上
- 横浜の教育の水準向上

実態把握・分析

学習状況調査

- ★ 実施教科及び意識調査；
- ・ 小学校1～2年生 ⇒ 国語、算数
 - ・ 小学校3～6年生 ⇒ 国語、社会、算数、理科
 - ・ 中学校1～3年生 ⇒ 国語、社会、数学、理科、外国語（英語）
 - ・ 全学年 ⇒ 生活・学習意識調査

新体力テスト

- ★ 実施種目
- ・ 握力、上体起こし、長座体前屈、シャトルラン or 持久走、50m走、反復横とび、立ち幅跳び、ハンドボール投げ



教育委員会として

市全体の傾向の把握

- ・ 各教科の学習状況
- ・ 生活・学習意識
- ・ 学習と生活の関連

- ・ 体力の状況
- ・ 生活の様子
- ・ 体力と生活の関連

- ・ 市全体の傾向の公表
- ・ 教育施策に反映
- ・ 教育研究への反映

学校として

自校の傾向の把握

学習状況調査

- ・ 各教科の学習状況
- ・ 学習と生活の関連

新体力テスト

- ・ 体力の状況
- ・ 体力と生活の関連

- ・ 自校の傾向の説明
- ・ 学校運営計画の策定や改善
- ・ 指導方法及び評価法の見直し
- ・ 個に応じた指導

児童生徒として

各自の状況の把握

- ・ 各教科の学習状況
- ・ 生活・学習意識

- ・ 体力の状況
- ・ 生活意識

- ・ 理解の状況や学習方法の自己評価
- ・ 生活、学習の見直しと学力、体力の改善

活用・公表

～確固たるデータに基づく教育～

横浜から創る 新たな特別支援教育

従来の特殊教育の対象児童生徒

盲・ろう・養護学校	0.56%
個別支援学級	1.14%
通級指導教室	0.44%

2.14%

+

小中学校

LD、ADHD、高機能自閉症等、特別な教育的支援を必要とする児童生徒

6.5%

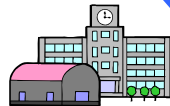
新しい教育システム構築の必要性

子ども一人ひとりのニーズに応じた 多様な学びの場による教育の充実

○小中学校特別支援教育 指導体制の整備

- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制づくり
- ・「横浜版LD等児童生徒支援ガイドライン」の明示

小中学校



連携

小中学校への専門的支援

副学籍（仮称）の推進による
心のバリアフリーの促進

○盲・ろう・養護学校のセ ンターの機能の充実

○盲・ろう・養護学校の再 編・整備

- ・第二高等養護学校（仮称）の整備等、特色ある学校づくり

特別支援学校（仮称）

連携

○LD、ADHD等を含めた 通級指導の充実

- ・「通級指導教室整備5か年計画」の策定
- ・通級指導教室の支援センター機能拡充



連携

○関係機関等との連携

- ・医療機関、地域療育センター、NPO法人等と連携した支援体制整備
- ・ボランティア等と連携した余暇活動、保護者支援の充実

教員の専門性・指導力の向上、個別の教育支援計画による一貫した相談・支援体制

横浜市障害児教育プランの着実な推進

特別支援教育推進体制の整備

学校版マニフェストの策定と学校評価・情報発信の推進

学校をひらき、自律・分権・地域参画型の
学校運営の実現を目指して

学校は、明確な目標設定と、保護者・地域への情報発信！

- 学校は教育目標や運営ビジョンを設定し、保護者・地域に明示
- 学校ホームページやメーリングリストを活用した相互情報交流の場の創設
- 学校運営や学校組織の工夫・改善事例の共有化による、横浜の学校全体のレベルアップ

積極的な学校情報の発信

保護者・地域・第三者

外部評価を活用した学
校評価の推進

学校評価の充実

自己評価・外部評価の推進
学校ホームページの質の向上・相互情報交流
電子メールによる緊急情報配信

学 校

学校版マニフェスト(中期学校運営計画)の策定

明確な目標設定

- 「中期学校運営計画」の策定
- 5年程度を視野に入れた学校運営ビジョン
(目標設定例)
 - ・安全・安心な学校づくり(防犯・防災体制の充実等)
 - ・教員の指導力向上(若手教員の校内研修体制の充実等)
 - ・地域連携の推進(学校評議員制度の導入等) 等

学校評価の充実

- 外部評価の充実を図る「学びと評価のガイドブック(仮称)」の作成
- 「第三者による学校評価」の導入
- 市立学校らしい数値目標の創意工夫

情報発信

- 学校ホームページの質の向上と双方向でのコミュニケーションの拡大
- メーリングリストを利用した電子メール(携帯メール等)による緊急情報配信
- 学校と保護者・地域・卒業生等の相互情報交流の場の創設
- 地域連携コーディネーター(渉外・広報担当)の設置

保護者・地域の学校運営への参画推進

学校の自主性・主体性の強化

- “地域資源”を生かした学校運営
- “地域特性”に応じた学校運営

学校を核とした「地域力」再生

- 学校が取り持つ“縁”や“学び”を地域へ
- 学校参画を地域の教育力の再生へ

地域・外部人材による
“学校支援組織”を全校に！！
 ～学校の多種多様な取組をサポート～



“地域職員室”の創設

～学校参画と地域の学びの“場”づくり～

学校と保護者・地域をつなぐ連携窓口

- 保護者・地域、卒業生など、多世代の人々が学校に集い、学校を支援していく場
- ボランティア・コミュニティルームの創設、保護者・地域による運営

学校・地域コーディネーター

～学校参画組織運営の人材づくり～

“地域職員室”交流を支える担い手

- 多様なボランティア・支援組織による、多彩な企画・活動・展開
- 学校・地域のコミュニケーションによる、その学校ならではの活動の創出

学校ファンドの設立

～“創造型”の学校予算～

地域主体の独自の学校への資金的支援

- 保護者・地域連携の自主管理・運営基金
- 物品～サービスなどの多種多様な学校支援

学校運営協議会・学校評議員導入

～意見反映・支援・協力システムの構築～

学校改善につなげる仕組みの導入

- 「学校評価」「地域連携」の機能の強化
- 子ども・保護者・地域に信頼される学校

自律・分権型の横浜の学校の実現

教育の原点としての新たな家庭教育環境づくり

子どもがおかれている現状

朝食を食べずに学校に来る子が増えている

父親の帰りが遅いなど、親子のふれあいの機会が減っている

核家族化が進み、子育ての仕方がわからない親が増えている

都市化が進んで、子どもと地域の人とが顔の見える関係になりにくい

プライバシー保護の観点から家庭訪問が減っているため、児童生徒の状況把握が難しくなっている

少子化により、家庭内で子どもが子育てにかかわる機会が減っている

しつけが身に付かないまま、学校に入学してくる子どもが増えている

子どもたちが健全に育つために必要なこと

- 学校と家庭がそれぞれの役割を再確認し、十分な連携のもと子どもの指導や育成に取り組んでいく
- 早寝・早起き・食事など基本的な生活習慣を身に付ける取組を進める
- 多様化した家庭状況をふまえ、きめ細やかな学びや父親の子育て参加の機会を提供する
- 子どもや高齢者などが子育てに参加できる機会をつくる

学校運営の視点で進める「7つの方策」

家庭



家庭と学校が子どもの教育に果たすべき役割の再確認（学校・家庭アグリーメント）

・子どもの主体性を育む「我が家のルールづくり」推進
（例）TV視聴時間の約束、持ち物点検の約束、お手伝いの約束

父親の家庭教育への参加を促進する「おやじの会」支援事業の促進

全市立学校での「早寝・早起き・朝食のすすめ」の推進

保護者の実態をふまえた多様な「家庭教育学級」の推進

家庭との信頼関係に基づくきめ細やかな「家庭訪問」の実施

教師が積極的に地域に出る「出張学級懇談会」の実施

世代間交流による子どもの育成、学校での学習や地域の活動の相互交流、子育てスペースの運営等による「地域職員室」機能の発揮

学校

地域

～自律・分権型の学校運営に向けて～ 学校マネジメント力の強化

現 状

学校組織

- 管理職を支え、教職員とつなぐ補佐職がない
- 細分化され、責任の所在が不明確な校務分掌
- 管理面・指導面などの校内会議が多く存在

校長の権限

- 校長が学校経営方針に沿った人材を得にくい
- 校長が学校の特色づくりに応じた学校予算の活用をしづらい

管理職人材

- マネジメント力を重視した、管理職の育成、登用システムが欠如



学校組織の整備

～教職員の連携・機動力～

- 教職員間の連携を重視した学校組織
- 管理職の一定機能を支える「管理職補佐職」の設置
- 校務分掌の整理・合理化
- 管理業務や校内会議のスリム化
- 管理職としての副校長の職務の整理と複数配置

校長裁量権の拡大

～学校人事・予算～

- 校長判断による異動対象者の決定
- 全市的観点からの適材適所の人事配置
- 校長による校内人事計画の策定システムの導入
- 校長による人材公募など特別な人事異動制度の導入
- 提案型の学校予算配当制度やメリットシステム予算の導入

研修の改善

～学校マネジメント～

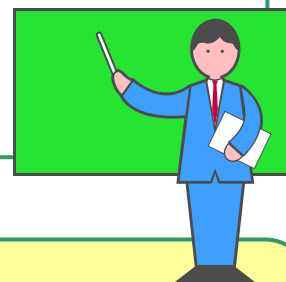
- 管理職やその候補者を対象とする「横浜学校経営塾（仮称）」の創設
- 管理職選考における民間企業人事担当者等による面接の導入
- 計画的な管理職育成・登用システムの導入
- 多方面からの管理職登用
- すべての教職員を対象とした学校マネジメント研修の実施

“チーム力” あふれ活気ある学校

教師力の向上

優れた教職員の採用・育成

- 大量採用時代を迎えての教員の確保
- 教職員に活力を与える人事・給与
- 教職員の継続的な人材育成強化



優秀・多様な人材の確保

- 採用試験応募者確保のための多様な機会の提供
- 人間性を重視した採用試験の実施
- 横浜独自の「教員養成システム」の構築
- 教員免許を持たない地域人材の積極的な確保・活用
- 新採用教員の厳格な条件付き採用制度の運用・実施

「意欲」「能力」「実績」に基づく人事・給与

- 学校の活性化と人材育成に寄与する人事異動の工夫・改善
- 多面的・外部評価による客観性の高い勤務評価の導入
- 指導力不足教員の給与のあり方の見直し
- 「授業力」・「指導力」に優れた教員（マイスターティーチャー）の制度化

授業力と人材の育成

- 「横浜教育塾（仮称）」の実施・拡充
- 「授業改善支援センター」の拡充、授業改善を目指す教員や学校への支援
- “キャリア・ステージプラン（仮称）”に応じた研修
- 「校内研修サポートプラン（仮称）」の策定や校内研修コーディネーターの育成

一人ひとりの教職員が魅力ある
横浜の教育の実践者

分権型教育行政組織の再構築

～方面別拠点の設置と市長部局との連携強化～

学 校

～自律・分権型の学校経営の実現・特色ある学校づくりを推進～

- 市民の教育ニーズの多様化や学校への期待の高まりにこたえた学校教育の実践
- 近隣の相談窓口の確保による課題への迅速かつ的確な対応
- 校内研修や広域でのグループ研修などの実施による学校間連携の強化、協力体制の構築

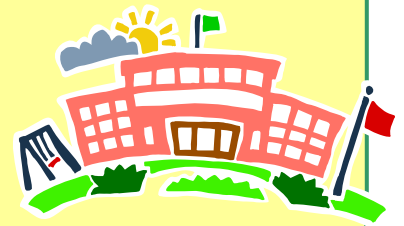
学校の主体性・自立性の向上

「学校教育センター(仮称)」

～柔軟かつ機動的・専門的に学校を支援・指導する方面別教育行政拠点～

事務局から権限や責任、実施業務の委譲を行い、一定の決定権限を持つ組織を設置

- 「学校教育センター(仮称)」機能の考え方
 - ・学校教育部門：相談指導や研修支援
 - ・総務部門：センター所管区域内の庶務・経理、域内人事等
- 「学校教育センター(仮称)」設置の基本的な考え方
 - ・設置区域(設置数)：4箇所から6箇所
 - ・設置場所：既存校の余裕教室活用など、予算面での負担軽減策を検討
 - ・設置時期：県費負担教職員の市費移管を捉えて実施



集中している権限や責任・実施業務の委譲
適正な管理範囲による学校支援体制の再構築

教育委員会

～教育委員会事務局における学校運営機能の分権・スリム化～

- 「学校教育センター(仮称)」への分権化を図る部門(学校教育部門・学校経理部門・人事労務部門)を中心に縮小・統合したスリムな組織の再編
- 教育行政・施策の企画及び総合調整に特化することにより、状況の変化に柔軟に対応する政策機能の強化、及び効果的・効率的な施策を展開

教育委員会と市長部局の連携強化

市 長

～保護者や市民の満足度の高い横浜の教育行政の実現～

- 市長の教育委員会会議への出席や教育委員との懇談会、予算調整など意見交換の機会の増加や学校訪問・校長会への参加
- 横浜市人事における教育行政専門家育成への配慮

【資料】

○審議経過	46
○横浜教育改革会議設置要綱	50
○横浜教育改革会議部会設置要領	52
○横浜教育改革会議委員名簿（平成16年7月13日～平成17年5月25日）	55
○部会別委員・専門委員名簿（平成16年7月13日～平成17年5月25日）	56
○横浜教育改革会議委員名簿（平成17年5月26日～）	57
○部会別委員・専門委員名簿（平成17年5月26日～）	58
○諮問文	59
○用語解説（50音順）	63

審議経過

No.	年月日	場所	内容
1	平成16年7月13日（火）	ホテル横浜ガーデン3階「ミモザ」	【第1回横浜教育改革会議】 ・座長・副座長の選出 ・教育委員会からの諮問 ・会議の運営方法
2	平成16年8月30日（月）	ホテル横浜ガーデン4階「アイリス」	【第2回横浜教育改革会議】 ・配布資料説明 ・自由討議 ・部会所属事務局案提示
3	平成16年9月27日（月）	横浜市技能文化会館8階大研修室	【第1回学校運営部会】 ・3項目の検討テーマの確認等
4	平成16年9月29日（水）	横浜市教育文化センター501研修室	【第1回教育内容部会】 ・優先する検討テーマの確認等
5	平成16年9月30日（木）	関内駅前第2ビル特別会議室	【第1回教育行財政部会】 ・優先する検討事項の確認 ・教職員人事制度及び教職員研修について
6	平成16年10月21日（木）	関内駅前第1ビル202特別会議室	【第2回教育行財政部会】 ・教職員人事制度改善の取組状況と課題について ・教職員研修の現状と課題について
7	平成16年10月25日（月）	横浜市教育文化センター501研修室	【第2回教育内容部会】 ・「社会状況に対応した教育」に関する語学教育及び情報教育について
8	平成16年10月28日（木）	横浜市教育文化センター501研修室	【第2回学校運営部会】 ・「開かれた学校づくりの推進」について ・「家庭・地域との連携の推進」に関する地域連携について
9	平成16年11月25日（木）	横浜市教育文化センター501研修室	【第3回学校運営部会】 ・「パイオニアスクールよこはま」等について ・「地域との連携の推進」に関する地域連携について
10	平成16年11月29日（月）	横浜市教育文化センター501研修室	【第3回教育内容部会】 ・「パイオニアスクールよこはま」等について
11	平成16年11月30日（火）	横浜市教育文化センター501研修室	【第3回教育行財政部会】 ・教育行政組織の再編・整備について ・県費負担教職員の市費移管について
12	平成16年12月27日（月）	ホテル横浜ガーデン4階「アイリス」	【第3回横浜教育改革会議】 ・委員交替報告 ・配布資料説明 ・部会報告案について ・今後の会議運営について
13	平成17年1月20日（木）	横浜市教育文化センター501研修室	【第4回学校運営部会】 ・「学校運営部会報告素案プロット」について
14	平成17年1月24日（月）	横浜市教育文化センター501研修室	【第4回教育内容部会】 ・「語学教育戦略」について ・「情報教育推進策」について

15	平成17年3月18日 (金)	横浜市教育文化センター501研修室	【第4回教育行財政部会】 ・教育行財政部会報告案について ・教育行財政部会検討プログラムについて ・分権型教育組織概念図について
16	平成17年3月23日 (水)	横浜市教育文化センター501研修室	【第5回学校運営部会】 ・「学校運営部会報告案」について
17	平成17年3月28日 (月)	横浜市教育文化センター501研修室	【第5回教育内容部会】 ・「教育内容部会報告案」について
18	平成17年5月19日 (木)	横浜市教育文化センター501研修室	【第6回教育内容部会】 ・情報教育について ・確かな学力を育む教育の推進について ・安全教育(防犯・防災等)の推進について
19	平成17年5月23日 (月)	横浜市教育文化センター501研修室	【第6回学校運営部会】 ・「学校運営部会第1回報告」について ・家庭との連携の推進について
20	平成17年5月25日 (水)	ワークピア横浜2階 「おしどり・くじゃく」	【第4回横浜教育改革会議】 ・「第1回部会報告」について ・委員の交替について
21	平成17年5月26日 (木)	横浜市教育文化センター501研修室	【第5回教育行財政部会】 ・教育行政組織について ・校内組織プロジェクトについて
22	平成17年6月21日 (火)	横浜市教育文化センター501研修室	【第6回教育行財政部会】 ・自律分権型教育行政組織のあり方について
23	平成17年6月27日 (月)	横浜市教育文化センター501研修室	【第7回教育内容部会】 ・確かな学力を育む教育の推進について ・防災・防犯教育について
24	平成17年6月28日 (火)	横浜市教育文化センター501研修室	【第7回学校運営部会】 ・校内組織の整備と活性化について
25	平成17年7月6日 (水)	ホテル横浜ガーデン4階「アイリス」	【第5回横浜教育改革会議】 ・新委員紹介 ・「会議第1回答申」手交 ・部会審議状況の報告
26	平成17年7月14日 (木)	横浜市教育文化センター501研修室	【第7回教育行財政部会】 ・教育行政組織のあり方について ・県費負担教職員の市費移管について
27	平成17年7月25日 (月)	横浜市教育文化センター501研修室	【第8回教育内容部会】 ・確かな学力を育む教育の推進について
28	平成17年7月29日 (金)	横浜市教育文化センター501研修室	【第8回学校運営部会】 ・校内組織の整備と活性化について
29	平成17年8月26日 (金)	横浜市教育文化センター501研修室	【第9回学校運営部会】 ・校内組織の整備と活性化について
30	平成17年8月29日 (月)	横浜市教育文化センター501研修室	【第9回教育内容部会】 ・「確かな学力を育む教育の推進」に係る課題等について ・今後の部会審議の進め方について

31	平成17年9月15日 (木)	横浜市教育文化センター501研修室	【第8回教育行財政部会】 ・教育行政組織のあり方について ・県費負担教職員の市費移管について
32	平成17年9月22日 (木)	横浜市教育文化センター501研修室	【第9回教育行財政部会】 ・学級編成及び教職員の配置について
33	平成17年9月26日 (月)	横浜市教育文化センター501研修室	【第10回教育内容部会】 ・確かな学力を育む教育の推進について ・安全教育(防災・防犯等)について
34	平成17年9月30日 (金)	横浜市教育文化センター501研修室	【第10回学校運営部会】 ・東京都主幹制度に関する報告 ・部会第2回報告案について
35	平成17年10月21日 (金)	横浜市教育文化センター501研修室	【第10回教育行財政部会】 ・教員評価に関する講演 ・教員人事・評価について ・部会第2回報告案について
36	平成17年10月24日 (月)	横浜市教育文化センター501研修室	【第11回教育内容部会】 ・部会第2回報告案について ・豊かな心を育む教育の推進について ・特色ある・魅力ある教育の推進について ・社会状況に対応した教育の推進について
37	平成17年10月26日 (水)	横浜市教育文化センター501研修室	【第11回学校運営部会】 ・家庭との連携の推進について
38	平成17年11月7日 (月)	ホテル横浜ガーデン4階「アイリス」	【第6回横浜教育改革会議】 ・「部会第2回報告」について
39	平成17年11月21日 (月)	横浜市教育文化センター501研修室	【第12回教育内容部会】 ・豊かな心を育む教育の推進について ・特色ある・魅力ある教育の推進について ・社会状況に対応した教育の推進について
40	平成17年11月22日 (火)	横浜市教育文化センター501研修室	【第11回教育行財政部会】 ・県費負担教職員の市費移管について ・教育委員会の機能向上について
41	平成17年12月5日 (月)	横浜市教育文化センター501研修室	【第12回学校運営部会】 ・家庭との連携の推進について ・中期学校運営計画について
42	平成17年12月20日 (火)	横浜市教育文化センター501研修室	【第13回学校運営部会】 ・家庭との連携の推進について ・中期学校運営計画について ・会議最終答申について
43	平成17年12月26日 (月)	横浜市教育文化センター501研修室	【第13回教育内容部会】 ・確かな学力を育む教育の推進について ・豊かな心を育む教育の推進について ・「社会状況に対応した教育の推進」「特色ある魅力ある教育の推進」について ・「会議最終答申」について

44	平成17年12月27日（火）	関内駅前第一ビル202会議室	【第12回教育行財政部会】 ・県費負担教職員の市費移管について ・教育委員会の機能向上について ・「会議最終答申」について
45	平成18年1月26日（木）	横浜市教育文化センター501研修室	【第14回学校運営部会】 ・中期学校運営計画について ・「会議最終答申」について
46	平成18年1月30日（月）	横浜市教育文化センター501研修室	【第14回教育内容部会】 ・「会議最終答申」について
47	平成18年1月31日（火）	関内駅前第一ビル202会議室	【第13回教育行財政部会】 ・「会議最終答申」について
48	平成18年3月16日（木）	ホテル横浜ガーデン4階「アイリス」	【第7回横浜教育改革会議】 ・「会議最終答申」手交 ・横浜教育改革会議のまとめ

横浜教育改革会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市立学校をめぐる諸課題について、現状把握や幅広い議論を行い、21世紀の横浜の教育のあり方について検討するために設置する横浜教育改革会議（以下「改革会議」という）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 改革会議は、教育委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を報告する。

- (1) 教育内容に関する事
- (2) 学校運営に関する事
- (3) 教育行財政に関する事
- (4) その他、横浜の教育改革に関する事

(組織)

第3条 改革会議は、委員30人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、広く教育について見識を有する者の内から、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は平成18年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 団体等を代表する委員は、その代表する職位等を離れた場合においても、原則として当該委員が任期を満了するものとする。

(座長及び副座長)

第6条 改革会議に座長及び副座長を置く。

2 座長は委員の互選により選出し、副座長は座長が指名する委員をもって充てる。

3 座長は、改革会議を代表し、会務を総理する。

4 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときその職務を代理する。

(会議の招集)

第7条 改革会議は、座長が招集する。

(定足数)

第8条 改革会議を開くための定足数は、委員の過半数とする。

(意見の開陳等の要求)

第9条 改革会議は、その所掌事務を遂行するための必要があると認めるときは、教育委員、教育委員会事務局及び関係局・区・事業本部等の職員、その他関係者に対し、意見の開陳、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事の公開)

第10条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条に基づき、改革会議の議事を公開する。ただし、同条各号に該当する場合、座長は議事を公開しないことができる。

2 議事の公開に関し必要な事項は、横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成12年6月26日市市情第44号）の定めるところによる。

(庶務)

第11条 改革会議の庶務は、横浜市教育改革推進本部（以下「推進本部」という）において総括し、及び処理する。

2 推進本部の設置等に関し必要な事項は別に定める。

(部会)

第12条 改革会議に部会を置く。

2 部会に関し必要な事項は別に定める。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は座長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年7月13日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の改革会議は、教育委員会が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

横浜教育改革会議部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜教育改革会議設置要綱第12条に基づき、横浜教育改革会議（以下「改革会議」という。）における議論を円滑かつ効率的に推進するために設置する部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(種類)

第2条 部会の名称及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	所掌事務
教育内容部会	1 確かな学力を育む教育の推進に関する事項を調査審議すること 2 社会状況に対応した教育の推進に関する事項を調査審議すること 3 豊かな心を育む教育の推進に関する事項を調査審議すること 4 特色ある・魅力ある教育の推進に関する事項を調査審議すること 5 その他教育内容に関する事項を調査審議すること
学校運営部会	1 校内組織の整備と活性化に関する事項を調査審議すること 2 開かれた学校づくりの推進に関する事項を調査審議すること 3 家庭・地域との連携の推進に関する事項を調査審議すること 4 その他学校運営に関する事項を調査審議すること
教育行財政部会	1 優れた教職員の確保と育成に関する事項を調査審議すること 2 教育行政組織の再編・整備に関する事項を調査審議すること 3 政令指定都市に係る制度改正への対応に関する事項を調査審議すること 4 教育委員会の機能向上に関する事項を調査審議すること 5 その他教育行財政に関する事項を調査審議すること

(設置期間)

第3条 部会の設置期間は、設置の日から平成18年3月31日までとする。

(委員の分属等)

第4条 改革会議の座長（以下「座長」という。）及び副座長（以下「副座長」という。）を除く委員（以下「委員」という。）は、第2条の表の左覧に掲げるいずれかの部会に属するものとする。

2 前項の部会に属すべき委員は、座長が指名する。この場合、委員が2以上の部会に属するこ

とを妨げない。

- 3 座長は、全ての部会を総理する。
- 4 副座長は、前項の座長を補佐する。

(部会長及び部会長代理)

第5条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、当該部会に属する委員の互選により選出する。
- 3 部会長は、部会を代表し、当該部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門委員及び臨時委員)

第6条 部会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員及び臨時委員を置くことができる。

- 2 専門委員及び臨時委員は、当該専門の事項に精通した者のうちから、座長の指名に基づき、教育委員会が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、委嘱の日から平成18年3月31日までとする。
- 4 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該委員の委嘱に係る専門事項の調査審議が終了する日までとする。

(招集)

第7条 部会の会議は、部会長が招集する。

(議事)

第8条 部会の会議を開くための定足数は、当該部会に属する委員の人数に専門委員の人数を加えた人数の過半数とする。

(意見の開陳等の要求)

第9条 部会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、教育委員、教育委員会事務局及び関係局・区・事業本部等の職員、その他関係者に対し、意見の開陳、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事の公開)

第10条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条に基づき、部会の議事を公開する。ただし、同条各号に該当する場合、部会長は議事を公開しないことができる。

- 2 議事の公開に関し必要な事項は、横浜教育改革会議の公開に関する要領に準ずる。

(庶務)

第11条 部会の庶務の処理に関し必要な事項は別に定める。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は部会長が部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年9月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行後最初の部会の会議は、教育委員会が招集する。

(この要領の失効)

3 この要領は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

横浜教育改革会議委員名簿（平成16年7月13日～平成17年5月25日）

◎座長、○副座長

（50音順・敬称略）

氏名	職名等（当時のもの）
姉崎 昭義	横浜市PTA連絡協議会会長
安西 祐一郎◎	慶應義塾長
小川 正人	東京大学大学院教育学研究科教授
奥山 千鶴子	特定非営利活動法人びーのびーの理事長
上浦 孝雄	横浜市立盲・ろう・養護学校長会会長、横浜市立上菅田養護学校長
橘川 和夫	区長会幹事、金沢区長
清見 克明	横浜市立西中学校教諭
小林 陽太郎○	富士ゼロックス株式会社取締役会長
小松 郁夫	国立教育政策研究所高等教育研究部長
阪本 央	前財団法人横浜市学校給食会理事長
佐々木 謙二 （委員在任期間： ～16.12.26）	日本発条株式会社代表取締役社長
篠崎 孝子	株式会社有隣堂相談役
清水 城太郎	横浜市連合町内会幹事、泉区連合自治会町内会長会会長
白石 康次郎	海洋冒険家
鈴木 敏恵	千葉大学講師、島根県立看護短期大学客員教授、建築家
竹村 光史	社団法人横浜青年会議所理事長
中村 弘道	社団法人かながわ民間教育協会理事長
新納 憲司	社団法人横浜市医師会副会長
長谷 岑二郎	横浜市立中学校長会会長、横浜市立平楽中学校長
福田 幸男	横浜国立大学教育人間科学部長
牧内 良平	株式会社テレビ神奈川代表取締役社長
山上 晃 （委員在任期間： 16.12.27～）	株式会社横浜銀行顧問
山田 喜代司	横浜市教職員組合執行委員長
山本 朝彦	横浜市立山下みどり台小学校教諭
吉田 博彦	特定非営利活動法人教育支援協会代表理事
渡邊 薫	横浜市立小学校長会会長、横浜市立豊岡小学校長
渡邊 眞一	社団法人横浜市幼稚園協会副会長

部会別委員・専門委員名簿（平成16年7月13日～平成17年5月25日）

部会名・分類		氏名	職名等（当時のもの）
座長		安西 祐一郎	慶應義塾長
副座長		小林 陽太郎	富士ゼロックス株式会社取締役会長
教育内容 部会	全体会委員	上浦 孝雄	横浜市立盲・ろう・養護学校長会会長・横浜市立上菅田養護学校長
		清見 克明	横浜市立西中学校教諭
		白石 康次郎	海洋冒険家
		鈴木 敏恵※	千葉大学講師・島根県立看護短期大学客員教授 建築家
		中村 弘道※	社団法人かながわ民間教育協会理事長
		新納 憲司	社団法人横浜市医師会副会長
		福田 幸男	横浜国立大学教育人間科学部長 【部会長】
		牧内 良平	株式会社テレビ神奈川代表取締役社長
	吉田 博彦※	特定非営利活動法人教育支援協会代表理事	
	専門委員	加藤 圭司	横浜国立大学教育人間科学部助教授
小島 勝		横浜市立小学校長会副会長・横浜市立幸ヶ谷小学校長	
鈴木 吉光		横浜市立中学校長会総務・横浜市立仲尾台中学校長	
学校運営 部会	全体会委員	姉崎 昭義	横浜市PTA連絡協議会会長
		奥山 千鶴子	特定非営利活動法人びーのびーの理事長
		小松 郁夫	国立教育政策研究所高等教育研究部長 【部会長】
		篠崎 孝子	株式会社有隣堂相談役
		清水 城太郎	横浜市連合町内会幹事 ・ 泉区連合自治会町内会長会会長
		鈴木 敏恵※	千葉大学講師・島根県立看護短期大学客員教授 建築家
		中村 弘道※	社団法人かながわ民間教育協会理事長
		長谷 岑二郎	横浜市立中学校長会会長・横浜市立平楽中学校長
	山田 喜代司※	横浜市教職員組合執行委員長	
	専門委員	大平 力	横浜市立小学校長会副会長・横浜市立本町小学校長
		落合 孝	横浜市立中川小学校総括事務主査
		高橋 寛人	横浜市立大学国際総合科学部助教授
		中西 茂	讀賣新聞東京本社編集局解説部次長
		小川 正人	東京大学大学院教育学研究科教授 【部会長】
橘川 和夫		区長会幹事、金沢区長	
教育行財政 部会	全体会委員	阪本 央	前 財団法人横浜市学校給食会理事長
		佐々木 謙二 （委員在任期間： ～16.12.26）	日本発条株式会社代表取締役社長
		竹村 光史	社団法人横浜青年会議所理事長
		山上 晃 （委員在任期間： 16.12.27～）	株式会社横浜銀行顧問
		山田 喜代司※	横浜市教職員組合執行委員長
		山本 朝彦	横浜市立山下みどり台小学校教諭
		吉田 博彦※	特定非営利活動法人教育支援協会代表理事
		渡邊 薫	横浜市立小学校長会会長・横浜市立豊岡小学校長
		渡邊 眞一	社団法人横浜市幼稚園協会副会長
		青木 栄一	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部研究員
		神谷 敏明	横浜市立北綱島養護学校総括事務主査
		中村 正孝	横浜市立中学校長会副会長・横浜市立西中学校長

※鈴木委員、中村委員、山田委員、吉田委員は複数の部会に所属

横浜教育改革会議委員名簿（平成17年5月26日～）

◎座長、○副座長

（50音順・敬称略）

氏名	職名等
姉崎 昭義	横浜市PTA連絡協議会会長
安西 祐一郎◎	慶應義塾長
大場 茂美	西区長
大平 力	横浜市立小学校長会会長、横浜市立本町小学校長
小川 正人	東京大学大学院教育学研究科教授
奥山 千鶴子	特定非営利活動法人びーのびーの理事長
木村 恵二	株式会社テレビ神奈川報道制作局長
清見 克明	横浜市立西中学校教諭
黒川 典功	横浜市立中学校長会会長、横浜市立老松中学校長
黒川 勝	社団法人横浜青年会議所理事長
小林 陽太郎○	富士ゼロックス株式会社取締役会長
小松 郁夫	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長、同初等中等教育研究部長
阪本 央	前財団法人横浜市学校給食会理事長
篠崎 孝子	株式会社有隣堂相談役
清水 城太郎	横浜市連合町内会幹事、泉区連合自治会町内会長会会長
白石 康次郎	海洋冒険家
鈴木 敏恵	千葉大学講師、島根県立看護短期大学客員教授、建築家
中村 弘道	社団法人かながわ民間教育協会相談役
新納 憲司	社団法人横浜市医師会副会長
福田 幸男	横浜国立大学教育人間科学部長
溝口 謙	横浜市立盲・ろう・養護学校長会会長、横浜市立上菅田養護学校長
柳井 健一	横浜市教職員組合書記長
山上 晃	株式会社横浜銀行顧問
山本 朝彦	横浜市立山下みどり台小学校教諭
吉田 博彦	特定非営利活動法人教育支援協会代表理事
渡邊 眞一	社団法人横浜市幼稚園協会副会長

部会別委員・専門委員名簿（平成17年5月26日～）

部会名・分類		氏名	職名等
座長		安西 祐一郎	慶應義塾長
副座長		小林 陽太郎	富士ゼロックス株式会社取締役会長
教育内容 部会	全体会委員	木村 恵二	株式会社テレビ神奈川報道制作局長
		清見 克明	横浜市立西中学校教諭
		白石 康次郎	海洋冒険家
		鈴木 敏恵※	千葉大学講師、島根県立看護短期大学客員教授、建築家
		中村 弘道※	社団法人かながわ民間教育協会相談役
		新納 憲司	社団法人横浜市医師会副会長
		福田 幸男	横浜国立大学教育人間科学部長 【部会長】
		溝口 謙	横浜市立盲・ろう・養護学校長会会長、横浜市立上菅田養護学校長
		吉田 博彦※	特定非営利活動法人教育支援協会代表理事
		渡邊 眞一※	社団法人横浜市幼稚園協会副会長
	専門委員	加藤 圭司	横浜国立大学教育人間科学部助教授
		小島 勝	横浜市立小学校長会副会長、横浜市立幸ヶ谷小学校長
渡辺 光		横浜市立中学校長会総務、横浜市立庄戸中学校長	
学校運営 部会	全体会委員	姉崎 昭義	横浜市PTA連絡協議会会長
		奥山 千鶴子	特定非営利活動法人びーのびーの理事長
		黒川 典功	横浜市立中学校長会会長、横浜市立老松中学校長
		小松 郁夫	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長、同初等中等教育研究部長 【部会長】
		篠崎 孝子	株式会社有隣堂相談役
		清水 城太郎	横浜市連合町内会幹事、泉区連合自治会町内会会長
		鈴木 敏恵※	千葉大学講師、島根県立看護短期大学客員教授、建築家
		中村 弘道※	社団法人かながわ民間教育協会相談役
		柳井 健一※	横浜市教職員組合書記長
		専門委員	落合 孝
	高橋 寛人		横浜市立大学国際総合科学部準教授
	中西 茂		讀賣新聞東京本社編集局解説部次長
	古川 伸吉		横浜市立小学校長会副会長、横浜市立青木小学校長
	教育行財政 部会	全体会委員	大場 茂美
大平 力			横浜市立小学校長会会長、横浜市立本町小学校長
小川 正人			東京大学大学院教育学研究科教授 【部会長】
黒川 勝			社団法人横浜青年会議所理事長
阪本 央			前財団法人横浜市学校給食会理事長
柳井 健一※			横浜市教職員組合書記長
山上 晃			株式会社横浜銀行顧問
山本 朝彦			横浜市立山下みどり台小学校教諭
吉田 博彦※			特定非営利活動法人教育支援協会代表理事
渡邊 眞一※			社団法人横浜市幼稚園協会副会長
専門委員		青木 栄一	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部研究員
		神谷 敏明	横浜市立谷本中学校長
		中村 正孝	横浜市立中学校長会副会長、横浜市立栗田谷中学校長

※鈴木委員、中村委員、柳井委員、吉田委員、渡邊委員は複数の部会に所属

諮 問 文

教政第64号

次の事項について、理由を添えて諮問します。

これからの横浜における教育のあり方と改革の方向性について

平成16年7月13日

横浜市教育委員会

(理由)

21世紀を迎え、横浜が今後一層の発展をしていくためには、新しい時代にふさわしい人づくりが重要である。近年の社会状況の変化の中で、心豊かでたくましい子どもたちを育成する教育の役割は、極めて重大である。

しかし、横浜の教育の現状については、いじめ・不登校、さらには教員の資質面など、学校教育をめぐる問題が顕在化しているとともに、521校という膨大な数の市立学校を直接所管する中での、きめ細かい学校支援・指導や、学校現場・保護者の声の反映など、多くの課題を抱えている。

その結果、学校教育に対する市民の満足度は必ずしも高いものとは言えず、市民のニーズや期待に応え信頼される横浜の教育の実現が、今まさに求められているところである。

一方、全国各地では地域の特性を活かした様々な教育改革の取り組みが行われている。また、国においては、教職員給与と学級編制・教職員定数等に係る権限と責任の政令指定都市への委譲が検討されており、この制度改革がなされれば、義務教育に関する権限と責任が一元化されることとなり、政令指定都市にとっては、これまでの教育制度改革の中でかつてない大きな制度改革となる。

このように教育改革の機運と取組みが全国的に高まり、また、政令指定都市の教育行政に係る大きな制度改正が行われようとしている今こそ、横浜において、その地域特性を十分に活かした、主体的な教育改革を推進し、開国の地「横浜」から新たな教育の流れを、全国に発信する絶好の機会といえる。

以上のことを踏まえ、これからの横浜における教育のあり方と改革の方向性について、次の事項を中心議題として諮問するものである。

1 教育内容に関すること

- (1) 確かな学力を育む教育の推進
- (2) 社会状況に対応した教育の推進
- (3) 豊かな心を育む教育の推進
- (4) 特色ある・魅力ある教育の推進

2 学校運営に関すること

- (1) 校内組織の整備と活性化
- (2) 開かれた学校づくりの推進
- (3) 家庭・地域との連携の推進

3 教育行財政に関すること

- (1) 優れた教職員の確保と育成
- (2) 教育行政組織の再編・整備
- (3) 政令指定都市に係る制度改正への対応
- (4) 教育委員会の機能向上

諮 問 説 明

横浜における教育改革の推進に向け、次に掲げる検討事項を中心にご審議をお願いします。

審議にあたりましては、①協働、②分権、③組織風土改革を共通の視点としてご検討いただくようお願いします。

「協働」の視点は、子どもの教育を「まち」ぐるみで推進していくために、市民の持てる力を、教育分野でいかに活かしていくかという視点です。

「分権」の視点は、521校の市立学校をひとつの教育委員会で管理運営している、大都市の教育行政組織をどうしていくべきかという視点です。

「組織風土改革」の視点は、必ずしも前例踏襲のみならず、新たな課題に果敢に挑戦していくような学校の組織風土や文化を、どう創り出していくかという視点です。

1 教育内容に関すること

一人ひとりの個性や能力を伸ばし、知識や技能に加えて思考力・判断力・表現力や学ぶ意欲などを、子どもたちにバランスよく身に付けさせる、確かな学力を育む教育の推進が求められています。また、国際化や情報化の進展など、社会状況に対応した教育の推進が重要となっていることから、これらの点についてご検討をお願いします。特に、当面の課題として、国際都市としての横浜における英語をはじめとする外国語教育や、子どもたちの生活に急速に浸透しつつある、コンピューターなど情報機器の正しい理解と活用能力の育成についてご検討いただき、取組みの方向性や方策についてご提言をお願いします。

さらに、不登校やいじめなど学校教育をめぐる様々な問題が顕在化し、青少年による凶悪犯罪も発生している中で、子どもたちが規範意識や自律心、他者を思いやる心などを持ってたくましく生きていけるよう、豊かな心を育む教育の推進が急務となっています。また、総合的な学習の時間の充実など、地域の協力も得た特色ある・魅力ある教育の推進が求められています。これらの点についても具体的な方策について、ご検討をお願いします。

2 学校運営に関すること

学校には保護者や地域の要請に応えながら、教育目標の実現に向けて主体的に教育活動を実践することが期待されています。そのために、組織体制や校務分掌、与えられた権限と責任を全うできる仕組みづくりなど、校長が学校経営という視点に立ってリーダーシップを発揮できる校内組織の整備と活性化について、時代背景を踏まえたご検討をお願いします。

さらに、学校は学校評価などを通じて、地域の学校運営への参画・支援を促進し、教育活動や

学校運営について説明責任を果たすなど、開かれた学校づくりの推進を図る必要があります。また、子どもの教育は家庭教育を原点として、学校だけでなく地域社会と一体となって行われるべきであり、福祉等の関係機関や企業、民間団体など様々な関係者等の協力を得た、学校と家庭・地域との連携の推進が求められています。

これらの観点から、地域による学校への教育支援・協力方策について、ご検討をお願いします。

3 教育行財政に関すること

学校教育の目的達成は、その直接の担い手である教員の資質に負うところが大きく、教員の資質の向上が急務となっています。教員採用や研修のあり方、能力と実績に応じた処遇のあり方、外部人材の活用・登用など、優れた教職員の確保と育成についてご検討をお願いします。

さらに、521校の市立学校を所管する中で、学校と教育委員会の望ましい関係の構築、教育委員会内部の分権、学校事務・業務の効率化などを図り、よりきめ細かい教育行政を実現していく必要があります。このような観点から、当面の課題として教育行政組織の再編・整備についてご検討いただき、その方向性や方策についてご提言くださいますようお願いいたします。

他方、国において検討されている、教職員給与と学級編制・教職員定数等に係る権限と責任の政令指定都市への委譲などに伴う、横浜市としての制度設計や事務処理体制の整備など、政令指定都市に係る制度改正への対応が迫られています。また、教育委員会会議の活性化、市長部局との連携強化など、教育委員会の機能向上に努めていく必要があります。これらの点につきましてもご検討をお願いします。

以上の検討事項を中心に、幅広い観点と大所高所からのご審議をいただき、横浜の教育改革を主体的かつ迅速にすすめ、開国の地「横浜」から新たな教育の流れを全国に発信していきたいと考えております。

なお、改善・改革の方策や方向性が見出されたものから、順次、着実に実行していくため、ご審議にあたりましては区切りのついた事項から、逐次答申していただきますようお願い申し上げます。

用語解説（50音順）

おやじの会 p.25

普段、仕事で忙しい父親がもっと子どもの教育にかかわり、父親と子ども・母親、父親同士のコミュニケーションの一層の促進を図り、家庭や地域の教育力を高めていくことを目的とした運動のひとつ。地域ごと、学校ごとなどで自主的に結成されている。

学習指導要領 p.11

学校が編成する教育課程の大綱的な基準として国が定めるもの。学校教育法施行規則第25条ほかに規定。

学校運営協議会 p.22

校長と保護者、地域住民等が共同で学校づくりを進めることにより、より透明で開かれた、地域に信頼される学校づくりを実現するため、保護者や地域住民等が一定の権限をもって学校運営に参画する合議制の機関。平成16年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入された。市立学校では平成17年度に新設された東山田中学校で導入されている（平成18年3月現在）。

学校評議員 p.22

地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして、平成12年1月の学校教育法施行規則の改正を受けて、同年4月から導入された。校長が学校運営に当たり、学校の教育目標・計画や地域との連携の進め方などに関する保護者や地域住民の意見を聞くことを通じ、その理解や協力を得ながら特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくことを目的とする。

義務教育費国庫負担金 p.5

教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため義務教育費国庫負担法に基づき、都道府県が負担する公立義務教育諸学校（小・中・盲ろう養護学校）の教職員の給与費等について、その2分の1を国が負担する制度。現在、国会において国の負担が1/3とする法案が審議されている。

県費負担教職員 p.6

市町村が設置・運営する義務教育諸学校（小・中・盲ろう養護学校）の教職員のこと。その給与費を都道府県が国と1/2ずつ負担（「義務教育費国庫負担金」の説明を参照）している。人事権は都道府県が持つことが原則だが、政令指定都市は人事権を、中核市は人事権のうち研修に関する実施権限を持つ。

現在、国において、政令指定都市については、給与費負担についても都道府県から移譲することが検討されている。

高機能自閉症等 p. 4

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち、言葉の発達の遅れを伴わないものである。

※「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」文部科学省 平成15年

個別支援学級 p. 4

特殊学級と同義であり、横浜市では平成14年度より、一人ひとりの教育的ニーズを支援する学級としてこの名称を使用している。学校教育法に基づいて小中学校に設置されており、知的障害者、肢体不自由者、病弱・身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、情緒障害者を対象とした学級を設けることができる。横浜市では知的・情緒・弱視の3種類の個別支援学級を設置している。

個別の教育支援計画 p. 21

教育、保健、医療、福祉、労働等の連携による、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援のための教育計画。児童生徒一人ひとりの特別な教育ニーズを把握し、関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うための教育上の指導や支援を内容とする。

※「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」文部科学省 平成15年

三位一体の改革 p. 5

地方の実情に応じた事業が自主的・自立的に行われるよう、地方への国の関与を廃止・縮減し、地方の権限と責任を大幅に拡大するという地方分権を推進する観点から、①国庫補助負担金の改革、②国から地方への税源移譲、③地方交付税の改革 の3つを一体的に行うもの。

指導主事 p. 26

教育委員会事務局に置かれ、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。教育に関する識見と経験を有する必要がある、大学以外の公立学校の教員を持って充てることができる

指導力不足教員 p. 27

疾病以外の理由により、児童生徒への教育に対する責任感や意欲などに欠ける教員で、横浜市の場合は、「学習指導を適切に行えない」、「児童生徒指導を適切に行えない」、「学級経営を適切に行えない」のいずれかに該当する者を指導力不足教員と定義している。

小一プロブレム p. 6

近年、小学校1年生が「授業時間中に席にすわってられない」「集団生活になじめない」「教室にいられず廊下や校庭をうろうろする」などの問題行動をとる現象が目立っていることの総称。

総合型地域スポーツクラブ p. 14

地域住民が主体的に運営し、身近な生活圏である中学校区程度の住民だれもが参加できるスポーツクラブ。①複数の種目を用意、②地域のだれもが、年齢、興味・関心、技術・技能レベルに応じて活動が可能などの特徴を持つ。

総合的な学習の時間 p. 13

自ら学び、自ら考える力の育成や、学び方や調べ方を身に付けることをねらいとして、各学校の創意工夫により、教科の枠を超えて学習する時間。平成14年度から小学校（3年生以上）と中学校に、平成15年度から高等学校に導入された。

長期ビジョン p. 1

これからの概ね20年間（2025年頃）を展望して、横浜市が目指すべき都市像を描くとともに、その実現に向け、横浜を支えるすべての人々が課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針。市政の根本ともなる計画であり、横浜市が平成18年中に策定予定。

通級指導教室 p. 21

学校教育法施行規則に基づいて、「通級による指導」を行うために設置された教室で、平成5年度から制度化された。主として軽度障害児を対象としている。通常の学級に在籍したまま、児童生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を改善・克服するために、その児童生徒にとって必要な事項について、指導をする場として位置付けられており、週2時間～4時間程度、通級して指導を受ける。横浜市には、弱視、難聴、言語障害、情緒障害を対象とした教室がある。

特別支援教育 p. 21

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めて、障害のある児童生徒に対して、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

※「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」文部科学省 平成15年

ネットデイ方式 p. 16

「地域の情報技術者や保護者等がボランティアで集まり、学校のネットワークを整備する日」からつくられた用語及び手法

副学籍（仮称） p. 21

市立盲・ろう・養護学校に在籍する児童生徒やその保護者と地域との継続的な関係を維持するため、居住地域の小中学校に副次的に学籍を置くこと。

不登校対策アクションプラン p. 21

横浜市教育委員会が平成16年3月に策定した、横浜市から不登校をなくすために学校や教育委員会が取り組むべき内容を示したプラン。

プロジェクト学習 p.17

夢や目標の達成に向けて、自分で考え、判断・行動する力を身に付けることを目的とした学習手法。通常は「学習テーマを決める」、「調べる」、「まとめる」、「発表する」の手順で学習を進める。

横浜市障害児教育プラン p.21

横浜市教育委員会が平成16年4月に策定した、障害のある子どもの教育を推進するためのプラン。特別支援教育を推進するため、基本的な考え方や具体的な施策等について策定されている。

臨時的任用職員 p.27

出産休暇や育児休業等を取る教職員の代替や欠員が生じた場合の補充として、臨時的に任用する教職員。

ICT（情報コミュニケーション技術、Information and Communications Technology） p.16

教育分野で人によるコミュニケーションを重視した情報通信技術（IT）のこと。

ADHD（注意欠陥多動性障害、Attention Deficit/Hyperactivity Disorder） p.4

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

※「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」文部科学省 平成15年

AET（英語指導助手、Assistant English Teacher） p.15

横浜市で全中学校に派遣している教育スタッフ。英語を母語とし、英語教員と共同して英語授業を行う。

LD（学習障害、Learning Disabilities） p.4

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す状態を指すもの。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではないとされている。

※「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」報告書 文部科学省 平成11年

Y・YNET（横浜市教育情報ネットワーク、Yokohama Yume Network） p.16

横浜市立学校全校（520校）を高速回線で結ぶ国内最大級の教育用ネットワークシステム。児童生徒が学習に利用するメール・掲示板などのコミュニケーション機能、学習素材や教職員が利用する指導案・実践事例などのコンテンツを提供するとともにウェブによる学校情報公開の場の提供などの機能を持つ。

横浜教育改革会議最終答申
平成 18 年 3 月 16 日

発行 横浜教育改革会議
編集 横浜教育改革会議事務局（横浜市教育委員会教育政策課）
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
電話 045-671-3243 FAX 045-663-3118
E-mail ky-web@city.yokohama.jp